

表10 関係機関等の状況

地域協議会への関係機関等の参加割合をみると、警察署、児童相談所、教育委員会、民生・児童委員協議会、保育所の参加率が高かった。

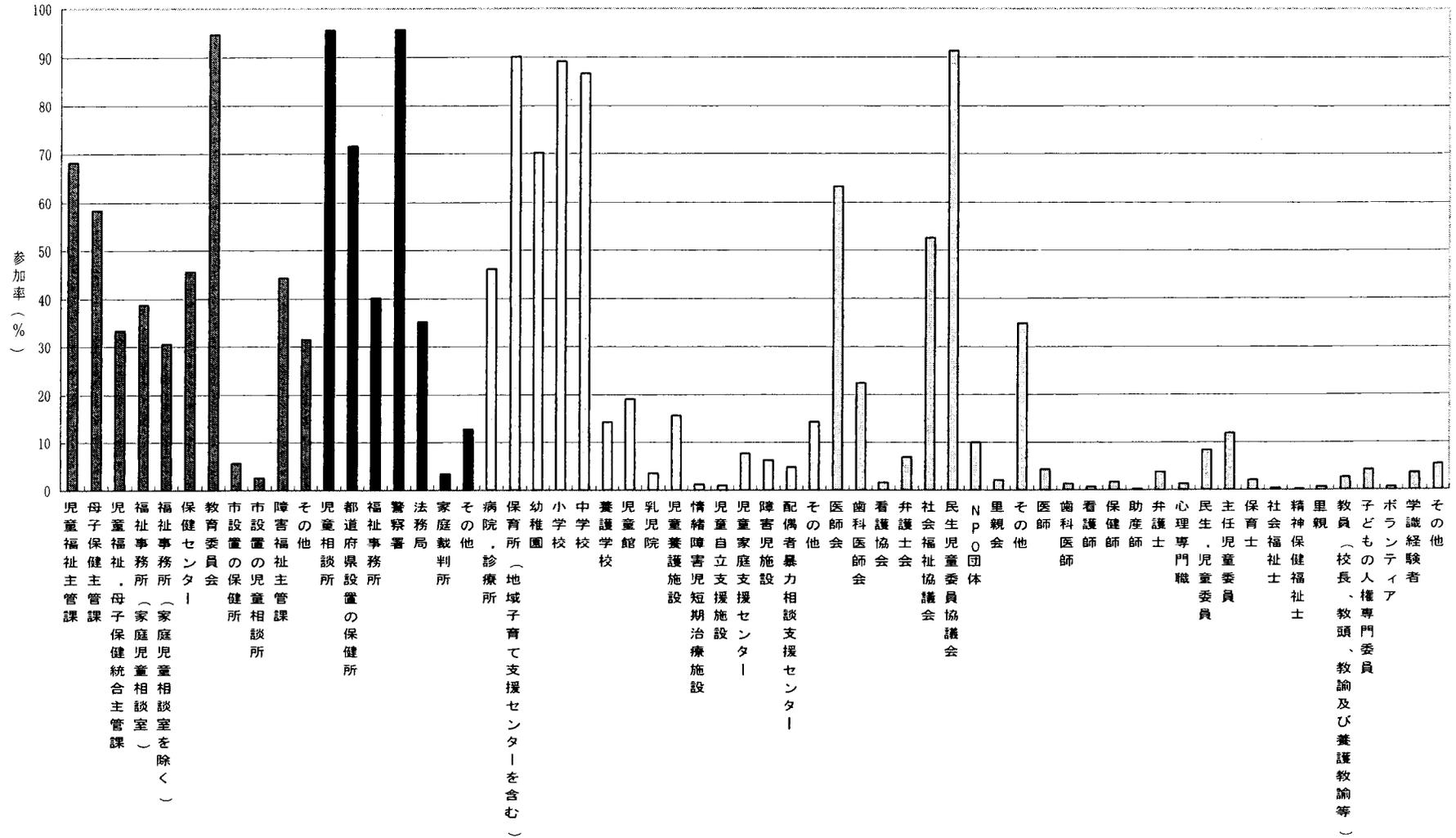
(表10、参考4)

(平成20年4月1日現在)

	都道府県						合計			
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30 万未 満)	市・区 (10万 未満)	町	村	政令指定都 市・児童相 談所設置市	数	%		
									数	%
地域協議会設置数(平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	100.0%		
行政機関	市町村	児童福祉主管課	52	173	395	359	54	12	1,045	68.2%
		母子保健主管課	47	148	348	303	40	8	894	58.4%
		児童福祉・母子保健統合主管課	10	23	69	318	87	5	512	33.4%
		福祉事務所(家庭児童相談室)	32	125	342	69	15	11	594	38.8%
		福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	50	117	230	49	14	9	469	30.6%
		保健センター	38	117	248	248	38	9	698	45.6%
		教育委員会	58	182	458	616	122	15	1,451	94.7%
		市設置の保健所	37	17	6	12	4	11	87	5.7%
		市設置の児童相談所	1	1	6	12	4	15	39	2.5%
		障害福祉主管課	37	120	208	265	44	5	679	44.3%
その他	42	107	167	130	28	10	484	31.6%		
国・都道府県	児童相談所	59	186	469	618	129	4	1,465	95.6%	
	都道府県設置の保健所	13	156	407	447	72	-	1,095	71.5%	
	福祉事務所	4	29	103	398	81	1	616	40.2%	
	警察署	59	186	465	622	120	15	1,467	95.8%	
	法務局	34	101	209	165	17	13	539	35.2%	
	家庭裁判所	8	17	13	3	2	9	52	3.4%	
医療機関・教育機関・福祉施設等	病院・診療所	15	32	64	63	17	4	195	12.7%	
	保育所(地域子育て支援センターを含む)	33	85	199	297	86	8	708	46.2%	
	幼稚園	50	170	425	604	118	14	1,381	90.1%	
	小学校	50	167	385	409	50	13	1,074	70.1%	
	中学校	48	162	415	602	129	11	1,367	89.2%	
	中学校	47	159	404	585	123	11	1,329	86.7%	
	養護学校	15	44	96	52	9	2	218	14.2%	
	児童館	24	43	99	106	17	4	293	19.1%	
	乳児院	8	15	18	5	1	8	55	3.6%	
	児童養護施設	30	65	87	44	1	12	239	15.6%	
	情緒障害児短期治療施設	1	3	9	3	-	3	19	1.2%	
	児童自立支援施設	1	2	4	2	-	6	15	1.0%	
児童家庭支援センター	4	24	46	30	8	5	117	7.6%		
福祉施設等	障害児施設	8	28	33	21	2	4	96	6.3%	
	配偶者暴力相談支援センター	6	20	38	7	1	3	75	4.9%	
	その他	19	33	74	76	9	7	218	14.2%	
	関係団体等	医師会	57	174	407	286	30	14	968	63.2%
		歯科医師会	28	95	135	69	6	10	343	22.4%
		看護協会	4	6	9	2	2	1	24	1.6%
		弁護士会	19	29	32	9	4	12	105	6.9%
		社会福祉協議会	35	109	241	337	78	7	807	52.7%
		民生児童委員協議会	58	178	435	588	125	15	1,399	91.3%
		NPO団体	17	39	57	26	2	11	152	9.9%
		里親会	5	3	10	9	2	4	33	2.2%
		その他	42	89	193	171	26	12	533	34.8%
		個人参加の専門職、ボランティア等	医師	4	8	12	32	9	2	67
	歯科医師		2	1	3	13	1	-	20	1.3%
	看護師		1	-	3	5	1	-	10	0.7%
	保健師		-	-	5	15	6	-	26	1.7%
	助産師		-	1	2	1	-	-	4	0.3%
	弁護士		13	21	18	6	-	1	59	3.9%
	心理専門職		-	3	8	8	1	-	20	1.3%
	民生・児童委員		8	11	29	65	13	2	128	8.4%
	主任児童委員		9	15	45	96	14	3	182	11.9%
	保育士		-	-	7	19	7	-	33	2.2%
社会福祉士	-		-	3	2	1	-	6	0.4%	
精神保健福祉士	-		-	2	2	-	-	4	0.3%	
里親	1	1	4	4	-	-	10	0.7%		
教員(校長、教頭、教諭及び養護教諭等)	1	2	9	24	6	-	42	2.7%		
子どもの人権専門委員	7	13	22	19	5	-	66	4.3%		
ボランティア	1	-	4	4	-	1	10	0.7%		
学識経験者	7	17	8	17	4	3	56	3.7%		
その他	3	8	19	47	4	1	82	5.4%		

5. 関係機関等の状況

参考4 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等



6. 児童虐待防止以外の業務分野

地域協議会の児童虐待防止以外の業務分野について、「不登校・いじめ」949か所（61.9%）、「非行」876か所（57.2%）、「配偶者からの暴力」842か所（55.0%）となっている。（表11）

表11 地域協議会における児童虐待以外の業務分野（複数回答）

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
非行	数	26	113	327	333	68	9	876	605
	%	44.1%	60.4%	68.4%	50.8%	49.6%	60.0%	57.2%	50.7%
不登校・いじめ	数	29	120	342	375	74	9	949	639
	%	49.2%	64.2%	71.5%	57.2%	54.0%	60.0%	61.9%	53.6%
配偶者からの暴力	数	27	110	291	341	66	7	842	435
	%	45.8%	58.8%	60.9%	52.0%	48.2%	46.7%	55.0%	36.5%
その他	数	19	84	177	173	42	4	499	172
	%	32.2%	44.9%	37.0%	26.4%	30.7%	26.7%	32.6%	14.4%

(平成20年4月1日現在)

乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン (案)

1. 事業目的

- 乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした、広く一般を対象とした子育て支援事業である。

2. 対象者

- 原則として生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を事業の対象とする。ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象として差し支えない。

なお、次の家庭については訪問の対象としないことで差し支えないが、②③に掲げる場合については、訪問の同意が得られないことや長期の里帰り出産等の状況自体が支援が必要となる可能性を示すものとして、支援が特に必要と認められる家庭に準ずる家庭と位置づけることとし、その後の対応については、「10. ケース対応会議における支援の必要性についての判断等」に基づき適切な対応を図ること。

- ① 養育支援訪問事業の実施などにより、既に情報提供や養育環境の把握ができている場合
- ② 訪問の同意が得られず、改めて訪問の趣旨を説明し本事業の実施の働きかけを行ったにもかかわらず同意が得られない場合
- ③ 子の入院や長期の里帰り出産等により生後4か月を迎えるまでには当該市町村の住居に子がいないと見込まれる場合

3. 訪問時期等

- 対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

なお、できる限り早期に訪問し支援を行うことが望ましいことから、市町村において独自に早期の訪問時期を定めることが適当である。

4. 母子保健法に基づく訪問指導との関係

- 本事業はすべての乳児のいる家庭が対象であり、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業である。一方、母子保健法に基づく訪問指導は、母子保健の観点から乳幼児のいる家庭を対象として、必要な保健指導等を行う事業である。

このように、両事業は法的な位置づけや、第一義的な目的は異なるものの、いずれも新生児や乳児がいる家庭へのサポートを行うものであり、密接な関係にある。このため、

効果的かつ効率的な事業実施の観点からも、母子保健法に基づく新生児訪問等の乳児に対する訪問指導を実施している市町村の判断により、これらの訪問指導等と併せて本事業を実施することとして差し支えない。

- なお、支援の必要性が高いと見込まれる家庭に対しては可能な限り保健師等の専門職が訪問することとし、市町村と都道府県の母子保健担当部署との連携の下、母子保健法に基づく新生児訪問や乳児に対する訪問指導の必要性がある場合には、優先的にこれらを実施すべきである。その上で本事業を実施する場合は、事前の情報等を踏まえ、対象家庭の状況に配慮し、母子保健法に基づく訪問指導の際に本事業訪問者が同行する等の対応が望まれる。

5. 地域の子育て支援事業等との連携

- 本事業の実施において、地域における他の子育て支援事業等との密接な連携を図ることは、子育て家庭に対する多様な支援が可能となり、地域の子育て支援活動のネットワークの強化につながることから、こうした連携に取り組むことが望まれる。

6. 訪問者

- 訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。

なお、訪問者について市町村独自に専門職に限る等の資格要件を設けることは差し支えない。

- 訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修を受けるものとする。

7. 実施内容

- 本事業は以下の内容を実施するものとする。
 - ① 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
 - ② 子育て支援に関する情報提供
 - ③ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
 - ④ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整
- 実施内容については、市町村の判断により訪問者の専門性に配慮したものとし、必要に応じて専門職と非専門職の役割分担を明確にするなどの対応をとることが望ましい。

8. 事業の実施における留意事項

(1) 事業の周知

- 事業を効果的に進めるためには、対象者に事業の趣旨と内容及び訪問を受けることのメリット等が理解されることが必要不可欠であり、母子健康手帳交付や出生届受理等の機会を活用して本事業の積極的な周知を図るとともに、事前に訪問日時の手続きを得るよう調整する等、対象家庭や地域の実情に応じて訪問を受けやすい環境づくりを進める。

(2) 支援の必要性と訪問者

- 市町村の児童福祉担当部署と母子保健担当部署との連携の下、事前の情報等を踏まえ、

支援の必要性が高いと見込まれる家庭に対しては可能な限り保健師等の専門職ができるだけ早期に訪問する。

9. 実施方法

(1) 訪問の連絡調整等

- 訪問にあたっては、事業周知の際におよその訪問時期をあらかじめ知らせておく、あるいは訪問者が対象家庭に個別に連絡をとるなど、親子の受け入れ状況に配慮した訪問を心がける。

(2) 訪問者の身分の提示

- 訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にする。

(3) 訪問に際しての留意事項

- 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受容的な対応を心がける。
- 子育て支援に関する情報提供
訪問の際は、地域子育て支援拠点事業等の実施場所一覧表・母子保健事業の一覧などにより、地域の様々な子育て支援に関する情報を提供する。
- 養育環境等の把握
訪問者は、訪問の際に養育環境等の把握を行う。養育環境の把握方法や報告内容については、訪問者の専門性に応じたものとし、研修等の実施により十分に理解した上で実際の訪問を行う。

特に、訪問者が専門職以外の場合には、保健師等の専門職が訪問結果の報告に基づいて養育環境等をアセスメントする体制を整えること。

○ 養育環境等の把握のための項目の例示（訪問結果報告例）

訪問家庭・住所・連絡先（	）
保護者氏名・年齢（	）
赤ちゃんの名前 性別 生年月日（	）
訪問日時	年 月 日
訪問者（	）
訪問時の赤ちゃんの様子	
訪問時のお母さんの様子	
同居家族の構成・育児家事の応援・相談相手	
家の中の様子	
育児で困っていること、心配なこと	
家庭で困っていること、心配なこと	
相談、支援の希望	
<input type="checkbox"/> 地域の子育て支援の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援サービスの紹介 ・母子保健等のお知らせ 等 	

10. ケース対応会議における支援の必要性についての判断等

- 訪問実施後、次の手順によりその後の支援の必要性を判断し、支援内容等を決定する。
 - ① 訪問者は、訪問結果について、訪問結果報告書に基づき速やかに市町村の担当部署に報告する。
 - また、緊急に対応すべき場合は、報告形式にこだわらず即座に報告し、追って報告書に基づき報告する。
 - ② 市町村担当部署においては、訪問者から報告された結果を参考に、支援の必要性を検討すべきと判断される家庭についてケース対応会議を開催する。
 - ③ ケース対応会議は、本事業担当者、市町村における母子保健担当者、児童福祉担当者等のほか、必要に応じて訪問者や養育支援訪問事業中核機関又は子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）調整機関（以下「調整機関」という。）の職員等が参加し開催する。
 - ④ ケース対応会議においては、支援の必要性とその後の支援内容等について、以下の点に留意し決定する。
 - ア 支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業や母子保健事業等の具体的な支援の必要性について検討し、その後の支援について担当部署に引き継ぐ。
 - イ 支援が特に必要と判断された家庭については、調整機関に連絡し必要な支援内容等について協議する。
 - ウ 訪問できなかった家庭については、引き続きその状況等の把握に努め、支援の必要性についての可能性を検討した上で、必要に応じてア又はイの対応を行う。

11. 訪問者の研修プログラム

- 必要な研修プログラムについては、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問に同行することや援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努める。
 - なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。
- 訪問者の研修は、①訪問実施前に実施する基礎的研修②実際の訪問における問題解決のための技術向上研修③事例検討などの応用的研修など、訪問者の能力と必要性に応じて計画的に実施すること。
- こんにちは赤ちゃん事業 訪問者基礎的研修プログラム例
 - 事業の意義と目的
 - 個人情報の保護
 - 傾聴とコミュニケーション
 - 訪問の実際
 - 地域の子育て支援の情報

12. 個人情報の保護と守秘義務

- 事業の実施を通じて訪問者が知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため、以下の対応等により万全を期す。

- ① 個人情報の適切な管理や守秘義務についての規程を定め、これを事業の従事者に周知する。
- ② 特に訪問者に対しては、個人情報の適切な管理や守秘義務について研修等を行い周知徹底する。
- ③ 非常勤職員の委嘱手続等においては、誓約書を取り交わすことなどの具体的措置を講じる。

1 3. 委託先について

- 事業の委託先としては、本事業を適切に行う観点から、少なくとも以下の要件を満たすことが必要である。
 - ① 必要な研修を受講した訪問者を配置するなど、本事業を適正かつ円滑に遂行しうる体制を整えていること。
 - ② 訪問者に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させ、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等についても一定の規程を設けるなど、委託に係る事務に関して知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じること。
- 市町村は、事業主体としての責任を果たす観点から、委託先との関係について、以下のような点に留意する。
 - ① 委託先に対して、本事業を適切に実施するために必要十分な情報提供を行うこと。
 - ② 委託先の事業実施状況の把握や指導等により、適正な事業運営を確保すること。
- なお、既に子育て支援拠点事業を実施している法人が本事業を併せて実施することは、地域の子育て家庭に対して多様な支援が可能となり、地域の子育て支援活動のネットワークの強化につながるといった観点から、このような法人に委託を進めることも有効である。

ただし、この場合においては、事業の実施に当たり、訪問結果の報告や支援の必要性の検討について、市町村の母子保健担当部署及び児童福祉担当部署との十分な連携に努めるべきである。

1 4. 第2種社会福祉事業の届出等

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により、第2種社会福祉事業として適切に事業開始の届出を行うとともに、都道府県の指導監督を受けること。

1 5. 子育て支援における地域力の醸成

- 本事業は、すべての乳児のいる家庭を対象とするため、地域における子育て支援のニーズを広く把握することが可能であることから、こうした子育て支援のニーズに関する情報等を、必要な地域の子育て支援サービスの拡充のために活かすことが求められる。

養育支援訪問事業ガイドライン (案)

1. 事業目的

- 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

2. 対象者

- この事業の対象者は、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が特に必要であって、本事業による支援が必要と認められる家庭の児童及びその養育者とする。具体的には、例えば以下の家庭が考えられる。
 - ①若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
 - ②出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
 - ③食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
 - ④児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

3. 中核機関

- この事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）を定める。中核機関は、本事業による支援の進行管理や当該事業の対象者に対する他の支援との連絡調整を行う。
- 事業の実施にあたっては、中核機関と子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「ネットワーク」という。）調整機関（以下「調整機関」という。）がその連携に十分努めることが必要である。さらに、ケース管理を効率的に行う観点からは、ネットワークが設置されている場合には、可能な限り中核機関と調整機関を同一とすることが適当である。
- 事業の実施にあたっては、中核機関または調整機関は、対象者の状況により保健師等専門職の判断を求めるなど母子保健担当部署との連絡調整に努めること。

4. 訪問支援者

- 訪問支援者は、中核機関において立案された支援目標、支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。
- 訪問支援者については、専門的相談支援は保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が、育児・家事援助については、子育てOB（経験者）、ヘルパー等が実施することとし、必要な支援の提供のために複数の訪問支援者が役割分担の下に実施する等、効果的に支援を実施することが望ましい。
- 訪問支援者は、訪問支援の目的や内容、支援の方法等について必要な研修を受けるものとする。

5. 支援内容

- この事業は、以下を基本として行うものとする。
 - ①支援が特に必要である者を対象とする。
 - ②短期集中的に又はきめ細かに指導助言を行うなど、密度の濃い支援を行う。
 - ③対象者に積極的アプローチを行うものであり、適切な養育が行われるよう専門的支援を行う。
 - ④必要に応じて他制度と連携して行う。
- このため、本事業については、具体的には次の類型を基本として実施するものとする。

①乳児家庭等に対する短期集中支援型

0歳児の保護者で積極的な支援が必要と認められる育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者に対して、自立して適切な養育を行うことができるようになることを目指し、例えば3か月間など短期・集中的な支援を行う。

この場合、保健分野その他の専門的支援が必要となるときは、支援内容・支援方針を検討し、当該専門的支援を担う機関・部署のサービスにつなぎ、児童福祉や母子保健等複数の観点から支援を行う。

②不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な市町村や児童相談所による在宅支援家庭、施設の退所等により児童が家庭復帰した後の家庭など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた家庭に対して、中期的な支援を念頭に、関係機関と連携して適切な児童の養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指し、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。

6. 中核機関の役割

(1) 対象家庭の把握

- 対象者の把握については、以下のような経路から中核機関に情報提供が行われることが想定される。
 - ①乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供
 - ②児童相談所等関係機関からの調整機関への通知・通告等や中核機関への情報提供
- 中核機関は、上記①又は②等により把握された養育支援が特に必要な家庭について情報の収集を行う。

(2) 対象者の判断

- 中核機関は、本事業により実施する訪問支援の対象者及び支援内容を決定する。この場合、必要に応じて調整機関や児童相談所等と連携し、個別ケース検討会議を開催する等、必要な検討を行う。
- 本事業の対象者は、一定の指標に基づき判断された等、支援が特に必要と認められる家庭の児童及びその養育者とする。

○支援の必要性を判断するための一定の指標<項目の例示>

<ul style="list-style-type: none"> ●基本情報 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの年齢 ●家族構成 ●関与機関または経路（機関名 担当者 経過） ●乳児家庭全戸訪問事業実施報告 （支援の必要性有り・検討のため要調査等）
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●出生状況（未熟児または低出生体重児など） ●健診受診状況 ●健康状態（発育・発達状態の遅れなど） ●情緒の安定性 ●問題行動 ●日常のケア状況・基本的な生活習慣 ●養育者との関係性（分離歴・接触度など）
<ul style="list-style-type: none"> ●養育者の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●養育者の生育歴 ●養育者の親や親族との関係性 ●妊娠経過・分娩状況 ●養育者の健康状態 ●うつの傾向等 ●性格的傾向 ●家事能力・養育能力 ●子どもへの思い・態度 ●問題認識・問題対処能力 ●相談できる人がいる
<ul style="list-style-type: none"> ●養育環境 	<ul style="list-style-type: none"> ●夫婦関係 ●家族形態の変化及び関係性 ●経済状況・経済基盤・労働状況 ●居住環境 ●居住地の変更 ●地域社会との関係性 ●利用可能な社会資源

<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠期からの支援の必要性 <特定妊婦> 	<ul style="list-style-type: none"> ●若年 ●経済的問題 ●妊娠葛藤 ●母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届 ●妊婦健康診査未受診等 ●多胎 ●妊婦の心身の不調 ●その他（ ）
--	---

(3) 支援の開始と支援内容等の決定方法

- 支援の開始にあたっては、中核機関において、要支援児童等の状況等に応じて具体的な支援の目標及び当該目標を達成するための具体的な支援の内容、期間、方法、支援者等について計画を策定し決定する。
- この事業における支援内容は、支援が特に必要と認められる家庭に対する養育に関する専門的相談・支援であり、具体的には以下の内容を基本とする
 - ①妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援
 - ②出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
 - ③不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援
 - ④児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援
- 産褥期の育児支援や家事援助等については、2に定める支援が特に必要と認められる家庭に対して、一定の目標を設定し相談・支援の一環として実施するものとする。
- 上記①及び②については5に定める短期集中支援型による支援を想定しており、この場合、例えば3か月以内の短い期間を設定しつつ、当該期間内に例えば週に複数回の訪問を行うなど、頻回に訪問支援を行うものとする。
- 上記③及び④については5に定める中期支援型による支援を想定しており、この場合、6か月から1年程度の中期的目標を設定した上で、当面3か月を短期的目標として、定期的な訪問支援を行うとともに、目標の達成状況や養育環境の変化などを見極めながら支援内容の見直しを行っていくものとする。

(4) 支援の経過の把握

- 中核機関は、支援の経過について訪問支援者からの報告を受け、支援の実施や家庭の状況について把握する等、支援における経過についての進行管理を行う。また、支援の経過の中で適時、訪問支援者の役割分担や支援上の課題について確認する等、対象家庭や訪問支援者へのフォロー体制を確保する。
- 中核機関は、必要に応じて調整機関がネットワークの会議を開催する等の対応を求める。

(5) 支援の終結決定の判断

- 中核機関において、支援の目標が達成されたかどうか、養育環境が改善されたかどうか等の支援後の評価を行い、支援の終結決定についても事業担当者、訪問支援者、関係機関等と協議の上決定する。
- 本事業による支援を終結する場合においても、他の必要な支援につなげることや、必要に応じてその後の継続的な支援体制を確保する。

7. 訪問支援者の研修プログラム

- 必要な研修プログラムについては、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問に同行することや援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努める。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

- 支援経過の中で生じる様々な課題の解決のためには、必要に応じ中核機関による訪問支援者へのフォロー体制を整えることが必要である。
- 訪問者の研修は、①訪問実施前に実施する基礎的研修②実際の訪問における問題解決のための技術向上研修③事例検討などの応用的研修など、訪問者の能力と必要性にあわせて計画的に実施すること。
- 養育支援訪問事業 訪問支援者基礎的研修プログラム例
 - 事業の意義と目的
 - 守秘義務について
 - 児童虐待の予防について
 - 地域の子育て支援の情報
 - 傾聴とコミュニケーション
 - 訪問支援の実際
 - 事例検討

8. 個人情報の保護及び守秘義務

- 事業の実施を通じて、訪問支援者が知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため、以下の対応等により万全を期す。
 - ①個人情報の管理や守秘義務についての規定を定め、これを事業の従事者に周知する。
 - ②特に訪問支援者に対しては、個人情報の管理や守秘義務について研修等を行い周知徹底する。
 - ③非常勤職員の委嘱手続等においては、誓約書を取り交わすことなど、具体的措置を講じる。
 - ④ネットワークが設置されている場合においては、訪問支援者をネットワークの構成員とし、当該構成員としての守秘義務を課す。

9. 委託先について

- 事業の委託先としては、本事業を適切に行う観点から、少なくとも以下の要件を満たすことが必要である。
 - ①必要な研修を受講した訪問者を配置するなど、本事業を適正かつ円滑に遂行しうる人員を有していること。
 - ②訪問者に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させ、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等についても一定の規程を設けるなど、委託に係る事務に関して知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じること。
 - ③事業の全部を委託する場合には、本事業の対象者の状況に応じて、具体的な支援の目標及び援助内容を決定できる等、本事業のマネジメントのための体制が確保されていること。
- 市町村が事業を委託する場合においては、市町村が事業主体としての責任を果たす観点から、委託先との関係について、以下のような点に留意する。

- ①委託先に対して、本事業を適切に実施するために必要十分な情報提供を行うこと。
- ②委託先の事業実施状況の把握や指導等により、適正な事業運営を確保すること。

10. 第2種社会福祉事業の届出等

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により、適切に事業開始の届出を行うとともに、都道府県の指導監督を受けること。

11. 地域における支援の充実

- 本事業は、支援が特に必要である者を対象としており、対象家庭の必要性に応じ計画を立て、地域のさまざまなサービスを組み合わせるなどして包括的な支援を行う事業である。そのため、本事業の実施を通じて、必要な地域のサービスをさらに充実させることが求められる。

平成20年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」都道府県別実施状況

	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業			生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業	
	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	114	63.3%	67	37.2%	滋賀県	21	80.8%	16	61.5%
青森県	22	55.0%	10	25.0%	京都府	16	61.5%	14	53.8%
岩手県	33	94.3%	23	65.7%	大阪府	30	69.8%	32	74.4%
宮城県	35	97.2%	32	88.9%	兵庫県	37	90.2%	24	58.5%
秋田県	17	68.0%	4	16.0%	奈良県	16	41.0%	14	35.9%
山形県	31	88.6%	22	62.9%	和歌山県	12	40.0%	5	16.7%
福島県	30	50.0%	16	26.7%	鳥取県	14	73.7%	3	15.8%
茨城県	30	68.2%	21	47.7%	島根県	17	81.0%	12	57.1%
栃木県	25	80.6%	17	54.8%	岡山県	22	81.5%	18	66.7%
群馬県	28	73.7%	16	42.1%	広島県	19	82.6%	11	47.8%
埼玉県	43	61.4%	29	41.4%	山口県	17	85.0%	11	55.0%
千葉県	36	64.3%	17	30.4%	徳島県	16	66.7%	9	37.5%
東京都	40	64.5%	45	72.6%	香川県	13	76.5%	7	41.2%
神奈川県	16	48.5%	13	39.4%	愛媛県	12	60.0%	6	30.0%
新潟県	25	80.6%	13	41.9%	高知県	19	55.9%	11	32.4%
富山県	12	80.0%	6	40.0%	福岡県	34	51.5%	30	45.5%
石川県	19	100.0%	19	100.0%	佐賀県	19	95.0%	9	45.0%
福井県	17	100.0%	5	29.4%	長崎県	20	87.0%	14	60.9%
山梨県	21	75.0%	16	57.1%	熊本県	32	66.7%	14	29.2%
長野県	56	69.1%	28	34.6%	大分県	13	72.2%	10	55.6%
岐阜県	31	73.8%	16	38.1%	宮崎県	14	46.7%	6	20.0%
静岡県	31	75.6%	15	36.6%	鹿児島県	23	50.0%	10	21.7%
愛知県	38	65.5%	35	60.3%	沖縄県	38	92.7%	16	39.0%
三重県	20	69.0%	13	44.8%	全国計/平均	1,244	71.8%	800	45.4%
					平成19年度	1,063	58.2%	784	42.9%

※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※ 平成20年度次世代育成支援対策交付金内示ベース

平成21年度 国の実施する児童家庭相談に携わる職員の研修等 <実施機関・対象者所属別> 太字は新設

	児童相談所職員	市町村職員等
子どもの虹 情報研修センター http://www.crc-japan.net	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所長研修<前期・後期><4/22~24> ●児童相談所児童福祉司指導者基礎研修<6/30~7/3> ●児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修<8/25~28> ●児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修<12/1~4> ●児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修<1/12~15> ●医師専門研修<5/27~28> ●児童相談所常勤医師専門研修<5/28~29> ●治療機関・施設専門研修<11/24~26> 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域虐待対応アドバンス研修 <岩手 9/10~11> <岡山 9/29~30> <沖縄 2/9 ~10>
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域虐待対応研修指導者養成研修 <グループA：6/9 ~12><グループB：7/21~24> ●テーマ別研修（性的虐待）<3/3~5> ●テーマ別研修（家族への支援）<3/10~12> 	
国立武蔵野学院 http://www.musashino.go.jp *日程未定	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所一時保護所指導者研修 <第1グループ：><第2グループ：> ●里親対応関係機関職員研修 ●思春期問題対応関係機関職員研修 	
国立保健医療科学院 http://www.niph.go.jp	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修<11/18~20> 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待防止研修（6/29~7/3：保健師等対象 ※注1） 	
全国社会福祉協議会 中央福祉学院 http://www.gakuin.gr.jp	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉司任用資格認定講習会 <通信教育1年・スクーリング5日間：10/5~9> 	

研修受講に関する詳細は、各都道府県宛送付予定（3月~4月）の各研修機関の要綱又は各機関HP等を参照

※注1 受講資格：保健所及び市町村等において母子保健業務、精神保健福祉業務等に従事している中堅保健師、助産師（実務経験5年以上）の方。児童相談所に勤務する保健師等。（虐待事例への支援経験を有することが望ましい）

平成21年度 児童家庭相談に携わる職員等を対象とした研修等一覧 (資料13)

研修名	対象者区分	日程	実施機関	開催地
児童相談所長研修(前期)	新任児童相談所長	4月22日~24日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等 医師専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療 機関等で児童虐待に携わる医師	5月27日~28日 (1泊2日宿泊)	子どもの虹 情報研修センター	仙台市
児童相談所医師専門研修	児童相談所に勤務する常勤医師	5月28日~29日 (1泊2日宿泊)	子どもの虹 情報研修センター	仙台市
地域虐待対応研修指導者研修 (グループA)	児童相談所・要保護児童対策地域協議会調整 機関及びこれらを所管する本庁の職員等で、 研修講師・企画立案担当者等の都道府 県・政令市から推薦を受けた者	6月9日~12日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童虐待防止研修	保健所及び市町村等において母子保健業務、 精神保健福祉業務等に従事している中堅保健 師、助産師(実務経験5年以上)の方。児童 相談所に勤務する保健師等。虐待事例への支 援経験を有することが望ましい。	6月29日~7月3日(5日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
児童相談所児童福祉司指導者基 礎研修	児童相談所で児童福祉司や相談担当職員を指 導する立場にあるまたはこれに準ずる職にあ る者で、児童福祉司スーパーバイザー研修の 受くじょう要件を満たしていない者(児童相談 所長を除く)	6月30日~7月3日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応研修指導者研修 (グループB)	児童相談所・要保護児童対策地域協議会調整 機関及びこれらを所管する本庁の職員等で、 研修講師・企画立案担当者等の都道府 県・政令市から推薦を受けた者	7月21日~24日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー研修	児童相談所経験5年以上の者で指導的立場に ある児童福祉司スーパーバイザー	8月25日~28日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応アドバンス研修 (岩手県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等 で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとす る者	9月10日~11日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	岩手県
地域虐待対応アドバンス研修 (岡山県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等 で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとす る者	9月29日~30日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	岡山県
児童相談所長研修(後期)	新任児童相談所長	10月7日~9日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童養護施設指導者研修	児童養護施設で指導的立場にある主任指導 員・主任保育士・家庭支援専門相談員・個別 対応職員等	10月13日~16日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	中堅児童福祉司・中堅児童心理司 (児童相談所経験3年以上5年以下)	11月18日~20日(3日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
公開講座	子ども虐待防止等に関心のある方	11月21日(予定)	未定	未定
治療機関・施設専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・小児 精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携 わる職員	11月24日~26日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童心理司 スーパーバイザー研修	児童相談所経験5年以上の者で指導的立場に ある児童心理司スーパーバイザー	12月1日~4日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里親対応担当職員等	未定	国立武蔵野学院	さいたま市
児童福祉施設指導者合同研修	乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設等 の児童福祉施設で指導的立場にある主任指導 員・主任保育士・改訂支援専門相談員・個別 対応職員等のうち、施設経験5年以上の者	12月16日~18日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	中堅児童福祉司・中堅児童心理司 (児童相談所経験3年以上5年以下)	1月12日~15日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所一時保護所 指導者研修(第1グループ)	一時保護所職員で指導的立場にある者	未定	国立武蔵野学院	さいたま市
乳児院職員指導者研修	乳児院で指導的立場にある 主任保育士・家庭支援専門相談員	1月26日~29日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応アドバンス研修 (沖縄県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等 で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとす る者	2月9日~10日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	沖縄県
児童福祉施設心理担当職員合同 研修	児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・ 母子生活支援施設等の心理担当職員	2月17日~19日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所一時保護所 指導者研修(第2グループ)	一時保護所職員で指導的立場にある者	未定	国立武蔵野学院	さいたま市
思春期問題対応関係機関職員 研修	思春期問題対応関係機関職員	未定	国立武蔵野学院	さいたま市
テーマ別研修(性的虐待)	この問題に関わる専門職で各所属機関で 指導的立場にある者	3月3日~5日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
テーマ別研修 (家族への支援)	この問題に関わる専門職で各所属機関で 指導的立場にある者	3月10日~12日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童福祉司任用資格認定講習会	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市 の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定す る業務に携わる市町村の職員で、学校教育法 第87条による4年制大学を卒業した者又は平 成20年3月に卒業見込みの者	4月1日から1年間通信教育及び スクーリング10月5日~9日(5日間)	全国社会福祉協議会 中央福祉学院	神奈川県 三浦郡栗山町

	研修名	受講対象	実施時期	定員
21年 4月	児童相談所長研修<前期>	新任児童相談所長	4月22日(水) ~24日(金)	60名
5月	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等で児童虐待に携わる医師 【宿泊研修】	5月27日(水) ~28日(木)	30名
	児童相談所常勤医師専門研修 新	児童相談所に勤務する常勤医師 【宿泊研修】	5月28日(木) ~29日(金)	30名
6月	地域虐待対応研修指導者養成研修 (グループA) *1	児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員及びこれらの機関を所管する本庁の職員で、都道府県・政令市から研修講師、企画立案担当予定者として受講の推薦を受けた者	6月9日(火) ~12日(金)	60名
	児童相談所児童福祉司指導者基礎研修 新	児童相談所で児童福祉司や相談担当職員等の部下職員を指導する立場に就いた課長・係長若しくはこれらに準ずる職にある職員で、就任後3年に満たないもの。(児童相談所長研修、児童福祉司SV研修、児童心理司SV研修の受講要件を満たす者は除く。)	6月30日(火) ~7月3日(金)	80名
7月	地域虐待対応研修指導者養成研修 (グループB) *1	グループAに同じ。	7月21日(火) ~24日(金)	60名
8月	大学生・大学院生児童虐待MDT (多分野横断チーム) 研修	児童虐待に関心のある大学生・大学院生	8月6日(木) ~7日(金)	80名
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	児童相談所で児童福祉司及び相談担当職員の教育・訓練・指導に当たる児童福祉司スーパーバイザーで、児童相談所経験5年以上の者	8月25日(火) ~28日(金)	80名
9月	地域虐待対応合同アドバンス研修 (東北地方:岩手県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	9月10日(木) ~11日(金)	80名
	情緒障害児短期治療施設職員指導者研修	情緒障害児短期治療施設で指導的立場にある主任心理士、主任指導員、主任保育士等	9月16日(水) ~18日(金)	30名
	地域虐待対応アドバンス研修 (中国・四国地方:岡山県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	9月29日(火) ~30日(水)	80名
10月	児童相談所長研修 <後期>	同研修<前期>に参加した児童相談所長	10月7日(水) ~9日(金)	60名
	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で指導的立場にある主任指導員・主任保育士・家庭支援専門相談員・個別対応職員等	10月13日(火) ~16日(金)	80名
11月	治療機関・施設専門研修	児童相談所、情緒障害児短期治療施設、小児精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる職員	11月24日(火) ~26日(木)	80名
	公開講座	子どもの虐待防止等に関心のある方	11月21日(土) (予定)	100名
12月	児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	児童心理司経験5年以上の児童相談所児童心理司スーパーバイザー	12月1日(火) ~4日(金)	80名
	児童福祉施設指導者合同研修	乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の児童福祉施設で指導的立場にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専門相談員、個別対応職員等のうち、施設経験5年以上の者	12月16日(水) ~18日(金)	80名
22年 1月	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	児童相談所の中堅クラスの児童福祉司又は児童心理司で、児童相談所経験3年以上5年以下の者	1月12日(火) ~15日(金)	80名
	乳児院職員指導者研修	乳児院で指導的立場にある主任保育士・家庭支援専門相談員等	1月26日(火) ~29日(金)	60名
2月	地域虐待対応アドバンス研修 (九州・沖縄地方:沖縄県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	2月9日(火) ~10日(水)	80名
	児童福祉施設心理担当職員合同研修	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設等の心理担当職員	2月17日(水) ~19日(金)	80名
3月	テーマ別研修「性的虐待」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にある者	3月3日(水) ~5日(金)	80名
	テーマ別研修「家族への支援」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にある者	3月10日(水) ~12日(金)	80名
随時	児童福祉施設職員等地域合同研修	児童福祉施設等で子どもや家族の援助に携わる職員	年2カ所	30名
年間	児童福祉関係職員長期研修 (Web研修) 新	児童福祉に携わる職員で、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者	(別途決定)	数名



平成20年11月6日
公表資料

平成21年度「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催について ～ 来年度は新潟県で開催します ～

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も跡を絶たない状況にあります。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、児童虐待の防止等に関する法律が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、関係府省庁、地方自治体、民間団体と連携し、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、新聞、テレビ、ラジオ等による広報や全国フォーラムの開催など、集中的な広報・啓発活動を実施することとしています。

平成21年度における「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」については、都道府県を対象に開催希望を募り、開催場所の選定を行った結果、「新潟県」に決定したところです。

平成21年度全国フォーラム開催地 新潟県

※ 開催日程、場所等の詳細につきましては、決定次第公表する予定です。

【参考：これまでの開催実績】

- | | | | |
|--------|-----|-----|------------------------------|
| 平成17年度 | 第1回 | 開催地 | 埼玉県さいたま市 |
| | | テーマ | 「すべての子どもと子育てを大切に作る社会づくりに向けて」 |
| 平成18年度 | 第2回 | 開催地 | 静岡県静岡市 |
| | | テーマ | 「子どもと家族の声に耳を傾けて」 |
| 平成19年度 | 第3回 | 開催地 | 熊本県熊本市 |
| | | テーマ | 「児童虐待対策の今、そして、これから」 |
| 平成20年度 | 第4回 | 開催地 | 滋賀県大津市 |
| | | テーマ | 「子どもの幸せのために～虐待・いのちを考える～」 |

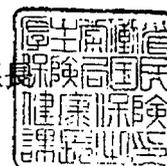


保国発第1226001号
雇児総発第1226001号
平成20年12月26日

都道府県民生主管部（局）長 殿

各 { 都道府県
指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省保険局国民健康保険課長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に係る留意点等について

国民健康保険法の一部を改正する法律（平成20年法律第97号。以下「改正法」という。）の改正の趣旨及び内容については、「国民健康保険法の一部を改正する法律の施行について」（平成20年12月26日付け保発第1226001号）において、別添のとおり通知したとおりであるが、その運用に当たっての留意点等は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴管内市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、運用に当たっては十分留意の上、遺憾なきを期されたい。

なお、本通知については、文部科学省大臣官房総務課に対し幼稚園、小学校及び中学校等の教育機関に対し周知を依頼していることを申し添える。

記

1 改正法の施行に当たっての留意点

(1) 改正法の施行前の準備

改正法においては、施行の日において改正法による改正前の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付を受けている世帯主の世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同法第9条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。（2）及び（3）において同じ。）

があるときは、改正法の施行後速やかに、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付することとされているところであり、改正法施行後速やかに当該被保険者に被保険者証を交付できるよう、対象者の抽出や有効期間を6か月とする被保険者証の印刷など必要な準備に努めること。

(2) 中学生以下の子どもへの短期被保険者証の発行

世帯主が国民健康保険法第9条第5項の規定により被保険者証を返還し、資格証明書を発行する際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。

有効期間を経過した際に、その世帯に属する他の被保険者に引き続き資格証明書が交付されており、その者が15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であるときは、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行すること。新たに発行された被保険者証の有効期間を経過した際も同様の取扱いとすること。

また、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行する際には、滞納世帯との接触の機会の確保に努めること。その際、世帯主が当該被保険者証を受け取りに来ないなど接触がとれない場合は、時間外や休日等も含め電話連絡を試みるとともに、必要に応じて、家庭訪問を実施するなど、各保険者の実情に応じて、速やかに被保険者証を交付できるよう、きめ細かな対応に努めること。

なお、有効期間を6か月とする被保険者証の発行をもって滞納世帯への接触を断つことなく、引き続き接触の機会の確保に努めるとともに、保険料を納めることができない特別な事情がある場合は、保険料の減免等を行うとともに、被保険者証を交付する一方、保険料を納めることが出来ない特別な事情がない場合は滞納処分も含めた適切な収納に努めること。

(3) 関係機関からの問い合わせへの対応

(1) 及び(2)の取扱いについて、地域の保険医療機関や中学生以下の子どもに関する関係機関(保育所等の児童福祉施設や幼稚園、小学校、中学校等の教育機関等)からの問い合わせ等があった際には、丁寧な説明に努めるなど適切に対応すること。

(4) その他

改正法において、世帯主が国民健康保険法第9条第5項の規定により被保険者証を返還した際に、資格証明書を交付せず有効期間を6か月とする被保険者証を交付することとされたのは、15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であり、当該被保険者がいない世帯については、従前どおり当該世帯に属する被保険者全員に係る被保険者証又は資格証明書を交付することとなるが、その際は、機械的・一律に運用することなく、事業の休廃止や病気など当該世帯に保険料を納付することができない特別な事情があるか否かを適切に把握し判断した上で交付を行うこと。

2 「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」の改正について

改正法の施行に伴い、「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」（平成20年10月30日付け保国発第1030001号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知・雇児総発第1030001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を次のように改正し、平成21年4月1日から適用する。

被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について

国民健康保険における被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の運用については、下記のとおり、その留意点をまとめたので、その内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者への周知徹底について遺憾なきよう配慮されたい。なお、本通知については、社会・援護局保護課と調整済みであることを申し添える。

記

1 資格証明書の運用についての基本的考え方

資格証明書については、事業の休廃止や病気など、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと。

一方、国民健康保険においては収納率の向上はその保険運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については、従前どおり、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めること。

2 資格証明書の交付に際しての留意点

資格証明書の交付については、1のとおり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うことが必要であるが、その際は、以下の事項に留意して取り扱うこと。

(1) 事前通知及び特別事情の把握の徹底

資格証明書が交付されることについて、滞納者が理解することなく行うことがないように、可能な限り文書だけでなく、電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努めるとともに、滞納者に対し滞納が継続すれば資格証明書の交付を行うこととなる旨の周知を図ること。

その際には、納付相談の奨励に加え、保険料の減免制度及び生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い、滞納者が相談を行いやすい環境を整えることや、相談機会の確保に努めること。また、他部門に相談のあった滞納者の事例について、情報共有ができるよう、庁内の連絡体制の整備に努めること。

また、資格証明書の発行に際しては、市町村の実情に応じ、別添の他市町村の取扱いも参考に、より公正な判断が行われるよう努めること。

(2) 短期被保険者証の活用

滞納世帯に対しては、短期被保険者証を経ずに資格証明書を交付するのではなく、資格証明書の交付までには、可能な限り短期被保険者証を活用することにより、滞納者との接触の機会の確保に努めること。

(3) 中学生以下の子どもへの短期被保険者証の発行

世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第5項の規定により被保険者証を返還し、資格証明書を発行する際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。以下同じ。）があるときは、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。

有効期間を経過した際に、その世帯に属する他の被保険者に引き続き資格証明書が交付されており、その者が15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であるときは、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行すること。新たに発行された被保険者証の有効期間を経過した際も同様の取扱いとすること。

また、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行する際にも、滞納世帯との接触の機会の確保に努めること。その際、世帯主が当該被保険者証を受け取りに来ないなど接触がとれない場合は、そのような状況を放置することは望ましくないものであることから、時間外や休日等も含め電話連絡を試みるとともに、必要に応じて、家庭訪問を実施するなど、各保険者の実情に応じて、速やかに被保険者証を交付できるよう、きめ細かな対応に努めること。

なお、有効期間を6か月とする被保険者証の発行をもって滞納世帯への接触を断つことなく、引き続き接触の機会の確保に努めるとともに、保険料を納めることが出来ない特別な事情がある場合は、保険料の減免等を行うとともに、被保険者証を交付する一方、保険料を納めることが出来ない特別な事情がない場合は滞納処分も含めた適切な収納に努めること。

(4) 養育環境に問題のある世帯に対する対応

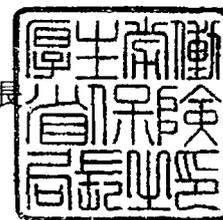
子どものいる滞納世帯に対しては、(1)及び(3)のとおり、家庭訪問等により実情把握に努めることとするが、その際、市町村の児童福祉担当部局の助言を得つつ、家庭内が著しく乱れている等の実態がみられるなど養育環境に問題のある世帯を把握した場合には、市町村の児童福祉担当部局や児童相談所と密接な連携を図ること。



保発第1226001号
平成20年12月26日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



国民健康保険法の一部を改正する法律の施行について

国民健康保険法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が、衆議院厚生労働委員長から議員提案され、平成20年法律第97号として公布され、平成21年4月1日より施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の保険者等に周知を図り、運用に当たっては十分留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

第一 改正法の趣旨

子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、被保険者資格証明書に関し、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者に対する取扱いを見直すものであること。

第二 改正法の内容

世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第5項の規定により被保険者証を返還した際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。第三の（2）において同じ。）があるときは、世帯主に対し、その者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。（国民健康保険法第9条関係）

第三 施行期日等

（1） 施行期日

改正法は、平成21年4月1日から施行する。（改正法附則第1項関係）

- (2) 改正法の施行の日において、改正法による改正前の国民健康保険法の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主の世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、改正法の施行後速やかに、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期限を6か月とする被保険者証を交付すること。(改正法附則第2項関係)
- (3) 市町村又は特別区は、国民健康保険の保険料について、減免制度の十分な周知を図ること等を通じて滞納を防止するとともに、特別の理由があると認められないにもかかわらず滞納している者からの実効的な徴収の実施を確保するため、必要な措置を講じなければならないこと。(改正法附則第4項関係)

1. 児童福祉施設等の耐震化に関する状況調査結果総括表

	施設種別	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	保育所	22,060	9,965	12,095	54.8%	4,354	36.0%	3,194	59.7%
2	乳児院	127	68	59	46.5%	20	33.9%	11	62.2%
3	母子生活支援施設	295	128	167	56.6%	53	31.7%	31	53.9%
4	児童養護施設	1,159	575	584	50.4%	155	26.5%	108	58.9%
5	児童相談所一時保護施設	120	73	47	39.2%	26	55.3%	22	79.2%
6	第1種助産施設	448	291	157	35.0%	63	40.1%	33	72.3%
7	第2種助産施設	22	8	14	63.6%	1	7.1%	0	36.4%
8	情緒障害児短期治療施設	53	34	19	35.8%	13	68.4%	13	88.7%
9	児童自立支援施設	290	127	163	56.2%	78	47.9%	51	61.4%
10	児童家庭支援センター	52	43	9	17.3%	2	22.2%	0	82.7%
11	婦人相談所一時保護施設	39	24	15	38.5%	10	66.7%	8	82.1%
12	婦人保護施設	49	24	25	51.0%	9	36.0%	7	63.3%
13	児童厚生施設(児童遊園を除く。)	3,418	2,080	1,338	39.1%	503	37.6%	356	71.3%
	合計	28,132	13,440	14,692	52.2%	5,287	36.0%	3,834	61.4%

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

2. 都道府県・指定都市・中核市の施設種別毎の耐震化に関する状況調査結果について

【保育所】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済み の棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	488	187	301	61.7%	36	12.0%	33	45.1%
2	青森県	212	135	77	36.3%	13	16.9%	11	68.9%
3	岩手県	117	53	64	54.7%	8	12.5%	5	49.6%
4	宮城県	160	82	78	48.8%	48	61.5%	42	77.5%
5	秋田県	100	44	56	56.0%	3	5.4%	1	45.0%
6	山形県	146	79	67	45.9%	1	1.5%	1	54.8%
7	福島県	205	114	91	44.4%	17	18.7%	10	60.5%
8	茨城県	357	190	167	46.8%	9	5.4%	8	55.5%
9	栃木県	149	75	74	49.7%	3	4.1%	2	51.7%
10	群馬県	438	247	191	43.6%	30	15.7%	23	61.6%
11	埼玉県	575	297	278	48.3%	44	15.8%	27	56.3%
12	千葉県	484	219	265	54.8%	120	45.3%	91	64.0%
13	東京都	1,607	545	1,062	66.1%	665	62.6%	498	64.9%
14	神奈川県	296	109	187	63.2%	113	60.4%	100	70.6%
15	新潟県	410	230	180	43.9%	43	23.9%	20	61.0%
16	富山県	224	107	117	52.2%	10	8.5%	8	51.3%
17	石川県	203	65	138	68.0%	9	6.5%	7	35.5%
18	福井県	235	102	133	56.6%	50	37.6%	35	58.3%
19	山梨県	234	114	120	51.3%	48	40.0%	41	66.2%
20	長野県	354	191	163	46.0%	30	18.4%	21	59.9%
21	岐阜県	451	217	234	51.9%	187	79.9%	98	69.8%
22	静岡県	297	162	135	45.5%	127	94.1%	52	72.1%
23	愛知県	907	300	607	66.9%	469	77.3%	379	74.9%
24	三重県	472	201	271	57.4%	165	60.9%	127	69.5%
25	滋賀県	319	208	111	34.8%	44	39.6%	28	74.0%
26	京都府	271	132	139	51.3%	44	31.7%	29	59.4%
27	大阪府	729	254	475	65.2%	105	22.1%	58	42.8%
28	兵庫県	652	262	390	59.8%	51	13.1%	44	46.9%
29	奈良県	235	110	125	53.2%	18	14.4%	17	54.0%
30	和歌山県	186	74	112	60.2%	41	36.6%	28	54.8%
31	鳥取県	188	93	95	50.5%	24	25.3%	22	61.2%
32	島根県	223	123	100	44.8%	10	10.0%	9	59.2%
33	岡山県	201	98	103	51.2%	9	8.7%	8	52.7%
34	広島県	315	117	198	62.9%	21	10.6%	6	39.0%
35	山口県	230	90	140	60.9%	8	5.7%	6	41.7%
36	徳島県	205	96	109	53.2%	14	12.8%	13	53.2%
37	香川県	181	72	109	60.2%	27	24.8%	19	50.3%
38	愛媛県	214	86	128	59.8%	29	22.7%	8	43.9%
39	高知県	165	69	96	58.2%	25	26.0%	11	48.5%
40	福岡県	476	219	257	54.0%	11	4.3%	7	47.5%
41	佐賀県	254	139	115	45.3%	8	7.0%	5	56.7%
42	長崎県	280	130	150	53.6%	7	4.7%	5	48.2%
43	熊本県	455	259	196	43.1%	16	8.2%	13	59.8%
44	大分県	274	115	159	58.0%	17	10.7%	13	46.7%
45	宮崎県	237	130	107	45.1%	8	7.5%	6	57.4%
46	鹿児島県	394	203	191	48.5%	24	12.6%	22	57.1%
47	沖縄県	387	224	163	42.1%	5	3.1%	3	58.7%
	都道府県合計	16,192	7,368	8,824	54.5%	2,814	31.9%	2,020	58.0%

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある 、及び既 に補強済み の棟数	耐震化率
48	札幌市	149	109	40	26.8%	5	12.5%	4	75.8%
49	仙台市	89	62	27	30.3%	21	77.8%	20	92.1%
50	さいたま市	102	47	55	53.9%	8	14.5%	6	52.0%
51	千葉市	86	28	58	67.4%	57	98.3%	45	84.9%
52	横浜市	389	245	144	37.0%	121	84.0%	77	82.8%
53	川崎市	136	48	88	64.7%	88	100.0%	88	100.0%
54	新潟市	139	73	66	47.5%	9	13.6%	8	58.3%
55	静岡市	135	52	83	61.5%	83	100.0%	54	78.5%
56	浜松市	101	55	46	45.5%	46	100.0%	16	70.3%
57	名古屋市	345	84	261	75.7%	259	99.2%	242	94.5%
58	京都市	241	69	172	71.4%	55	32.0%	33	42.3%
59	大阪市	372	108	264	71.0%	139	52.7%	110	58.6%
60	堺市	100	48	52	52.0%	3	5.8%	2	50.0%
61	神戸市	231	110	121	52.4%	74	61.2%	45	67.1%
62	広島市	166	69	97	58.4%	2	2.1%	1	42.2%
63	北九州市	144	50	94	65.3%	1	1.1%	1	35.4%
64	福岡市	226	94	132	58.4%	47	35.6%	44	61.1%
	指定都市合計	3,151	1,351	1,800	57.1%	1,018	56.6%	796	68.1%
65	函館市	38	18	20	52.6%	2	10.0%	2	52.6%
66	旭川市	57	24	33	57.9%	3	9.1%	2	45.6%
67	青森市	46	37	9	19.6%	3	33.3%	1	82.6%
68	盛岡市	31	17	14	45.2%	1	7.1%	1	58.1%
69	秋田市	28	15	13	46.4%	1	7.7%	1	57.1%
70	郡山市	11	6	5	45.5%	0	0.0%	0	54.5%
71	いわき市	60	30	30	50.0%	7	23.3%	1	51.7%
72	宇都宮市	46	32	14	30.4%	3	21.4%	2	73.9%
73	川越市	26	11	15	57.7%	0	0.0%	0	42.3%
74	船橋市	77	22	55	71.4%	15	27.3%	12	44.2%
75	柏市	38	11	27	71.1%	24	88.9%	23	89.5%
76	横須賀市	45	19	26	57.8%	11	42.3%	7	57.8%
77	相模原市	59	32	27	45.8%	26	96.3%	24	94.9%
78	富山市	77	32	45	58.4%	12	26.7%	5	48.1%
79	金沢市	112	14	98	87.5%	86	87.8%	38	46.4%
80	長野市	59	36	23	39.0%	4	17.4%	4	67.8%
81	岐阜市	39	18	21	53.8%	14	66.7%	11	74.4%
82	豊橋市	69	12	57	82.6%	57	100.0%	49	88.4%
83	岡崎市	93	23	70	75.3%	56	80.0%	56	84.9%
84	豊田市	81	49	32	39.5%	29	90.6%	19	84.0%
85	高槻市	37	10	27	73.0%	0	0.0%	0	27.0%
86	東大阪市	78	47	31	39.7%	5	16.1%	5	66.7%
87	姫路市	119	54	65	54.6%	12	18.5%	6	50.4%
88	西宮市	52	24	28	53.8%	2	7.1%	0	46.2%
89	奈良市	65	38	27	41.5%	10	37.0%	8	70.8%
90	和歌山市	73	30	43	58.9%	22	51.2%	14	60.3%
91	岡山市	153	89	64	41.8%	4	6.3%	3	60.1%
92	倉敷市	122	39	83	68.0%	27	32.5%	21	49.2%
93	福山市	70	40	30	42.9%	0	0.0%	0	57.1%
94	下関市	73	33	40	54.8%	4	10.0%	4	50.7%
95	高松市	86	42	44	51.2%	18	40.9%	13	64.0%
96	松山市	52	23	29	55.8%	19	65.5%	12	67.3%
97	高知市	56	23	33	58.9%	10	30.3%	4	48.2%
98	久留米市	66	27	39	59.1%	4	10.3%	4	47.0%
99	長崎市	112	50	62	55.4%	4	6.5%	3	47.3%
100	熊本市	147	69	78	53.1%	8	10.3%	7	51.7%
101	大分市	62	36	26	41.9%	9	34.6%	8	71.0%
102	宮崎市	93	48	45	48.4%	8	17.8%	6	58.1%
103	鹿児島市	109	66	43	39.4%	2	4.7%	2	62.4%
	中核市合計	2,717	1,246	1,471	54.1%	522	35.5%	378	59.8%

合計	22,060	9,965	12,095	54.8%	4,354	36.0%	3,194	59.7%
----	--------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【乳児院】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	3	2	1	33.3%	1	100.0%	1	100.0%
2	青森県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
3	岩手県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	宮城県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
5	秋田県	0	0	0	—	0	—	0	—
6	山形県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
7	福島県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
8	茨城県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
9	栃木県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
10	群馬県	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
11	埼玉県	4	2	2	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
12	千葉県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
13	東京都	8	4	4	50.0%	2	50.0%	2	75.0%
14	神奈川県	5	4	1	20.0%	0	0.0%	0	80.0%
15	新潟県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
16	富山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
17	石川県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
18	福井県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
19	山梨県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
20	長野県	5	2	3	60.0%	0	0.0%	0	40.0%
21	岐阜県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
22	静岡県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
23	愛知県	6	4	2	33.3%	2	100.0%	2	100.0%
24	三重県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
25	滋賀県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
27	大阪府	5	3	2	40.0%	0	0.0%	0	60.0%
28	兵庫県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
29	奈良県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
30	和歌山県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
31	鳥取県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
32	島根県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
33	岡山県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
34	広島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
35	山口県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
36	徳島県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
37	香川県	3	0	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
38	愛媛県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
39	高知県	0	0	0	—	0	—	0	—
40	福岡県	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
41	佐賀県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
42	長崎県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
43	熊本県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
44	大分県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
45	宮崎県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
46	鹿児島県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
47	沖縄県	0	0	0	—	0	—	0	—
	都道府県合計	96	52	44	45.8%	12	27.3%	8	62.5%

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある 、及び既に 補強済みの 棟数	耐震化率
		A	B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=(B+G)/A
48	札幌市	0	0	0	—	0	—	0	—
49	仙台市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
50	さいたま市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
51	千葉市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
52	横浜市	3	1	2	66.7%	2	100.0%	0	33.3%
53	川崎市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
54	新潟市	0	0	0	—	0	—	0	—
55	静岡市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
56	浜松市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
57	名古屋市	4	2	2	50.0%	2	100.0%	2	100.0%
58	京都市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
59	大阪市	4	1	3	75.0%	0	0.0%	0	25.0%
60	堺市	0	0	0	—	0	—	0	—
61	神戸市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
62	広島市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
63	北九州市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
64	福岡市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	指定都市合計	25	13	12	48.0%	7	58.3%	3	64.0%
65	函館市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
66	旭川市	0	0	0	—	0	—	0	—
67	青森市	0	0	0	—	0	—	0	—
68	盛岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
69	秋田市	0	0	0	—	0	—	0	—
70	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	宇都宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	川越市	0	0	0	—	0	—	0	—
74	船橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
75	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	横須賀市	0	0	0	—	0	—	0	—
77	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	富山市	0	0	0	—	0	—	0	—
79	金沢市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
80	長野市	0	0	0	—	0	—	0	—
81	岐阜市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
82	豊橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
83	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊田市	0	0	0	—	0	—	0	—
85	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	東大阪市	0	0	0	—	0	—	0	—
87	姫路市	0	0	0	—	0	—	0	—
88	西宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	和歌山市	0	0	0	—	0	—	0	—
91	岡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
92	倉敷市	0	0	0	—	0	—	0	—
93	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	下関市	0	0	0	—	0	—	0	—
95	高松市	0	0	0	—	0	—	0	—
96	松山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	久留米市	0	0	0	—	0	—	0	—
99	長崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
100	熊本市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	大分市	0	0	0	—	0	—	0	—
102	宮崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
103	鹿児島市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	中核市合計	6	3	3	50.0%	1	33.3%	0	50.0%

合計	127	68	59	46.5%	20	33.9%	11	62.2%
----	-----	----	----	-------	----	-------	----	-------

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【母子生活支援施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
2	青森県	3	0	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
3	岩手県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	宮城県	5	4	1	20.0%	0	0.0%	0	80.0%
5	秋田県	5	3	2	40.0%	0	0.0%	0	60.0%
6	山形県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
7	福島県	4	1	3	75.0%	0	0.0%	0	25.0%
8	茨城県	6	3	3	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
9	栃木県	4	0	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
10	群馬県	8	1	7	87.5%	0	0.0%	0	12.5%
11	埼玉県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
12	千葉県	3	1	2	66.7%	1	50.0%	1	66.7%
13	東京都	29	16	13	44.8%	9	69.2%	5	72.4%
14	神奈川県	2	0	2	100.0%	1	50.0%	1	50.0%
15	新潟県	3	1	2	66.7%	1	50.0%	1	66.7%
16	富山県	2	0	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%
17	石川県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
18	福井県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
19	山梨県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
20	長野県	4	1	3	75.0%	1	33.3%	1	50.0%
21	岐阜県	4	0	4	100.0%	4	100.0%	1	25.0%
22	静岡県	2	0	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%
23	愛知県	10	2	8	80.0%	7	87.5%	6	80.0%
24	三重県	7	1	6	85.7%	0	0.0%	0	14.3%
25	滋賀県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
27	大阪府	5	1	4	80.0%	1	25.0%	1	40.0%
28	兵庫県	4	1	3	75.0%	1	33.3%	1	50.0%
29	奈良県	5	3	2	40.0%	0	0.0%	0	60.0%
30	和歌山県	5	1	4	80.0%	4	100.0%	3	80.0%
31	鳥取県	6	3	3	50.0%	2	66.7%	2	83.3%
32	島根県	3	0	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
33	岡山県	0	0	0	—	0	—	0	—
34	広島県	6	3	3	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
35	山口県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
36	徳島県	4	2	2	50.0%	1	50.0%	1	75.0%
37	香川県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	5	2	3	60.0%	1	33.3%	0	40.0%
39	高知県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
40	福岡県	10	8	2	20.0%	0	0.0%	0	80.0%
41	佐賀県	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
42	長崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
43	熊本県	0	0	0	—	0	—	0	—
44	大分県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
45	宮崎県	3	1	2	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
46	鹿児島県	6	1	5	83.3%	1	20.0%	0	16.7%
47	沖縄県	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
	都道府県合計	192	77	115	59.9%	37	32.2%	24	52.6%

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数	耐震化率
		A	B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=(B+G)/A
48	札幌市	6	0	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
49	仙台市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
50	さいたま市	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
51	千葉市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
52	横浜市	8	5	3	37.5%	3	100.0%	1	75.0%
53	川崎市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
54	新潟市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
55	静岡市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
56	浜松市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
57	名古屋市	3	1	2	66.7%	2	100.0%	1	66.7%
58	京都市	3	2	1	33.3%	1	100.0%	0	66.7%
59	大阪市	4	1	3	75.0%	3	100.0%	2	75.0%
60	堺市	0	0	0	—	0	—	0	—
61	神戸市	9	7	2	22.2%	0	0.0%	0	77.8%
62	広島市	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
63	北九州市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
64	福岡市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	指定都市合計	53	32	21	39.6%	10	47.6%	5	69.8%
65	函館市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
66	旭川市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
67	青森市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
68	盛岡市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
69	秋田市	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
70	郡山市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
71	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	宇都宮市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
73	川越市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
74	船橋市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
75	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	横須賀市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
77	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	富山市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
79	金沢市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
80	長野市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
81	岐阜市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
82	豊橋市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
83	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊田市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
85	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	東大阪市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
87	姫路市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
88	西宮市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
89	奈良市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
90	和歌山市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
91	岡山市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
92	倉敷市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
93	福山市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
94	下関市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
95	高松市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
96	松山市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
97	高知市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
98	久留米市	3	0	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
99	長崎市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
100	熊本市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
101	大分市	2	0	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
102	宮崎市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
103	鹿児島市	5	4	1	20.0%	0	0.0%	0	80.0%
	中核市合計	50	19	31	62.0%	6	19.4%	2	42.0%

合計	295	128	167	56.6%	53	31.7%	31	53.9%
----	-----	-----	-----	-------	----	-------	----	-------

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【児童養護施設】

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数	耐震化率
		A	B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=(B+G)/A
1	北海道	36	17	19	52.8%	0	0.0%	0	47.2%
2	青森県	12	8	4	33.3%	1	25.0%	1	75.0%
3	岩手県	9	3	6	66.7%	1	16.7%	0	33.3%
4	宮城県	2	0	2	100.0%	1	50.0%	1	50.0%
5	秋田県	0	0	0	—	0	—	0	—
6	山形県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
7	福島県	18	13	5	27.8%	1	20.0%	0	72.2%
8	茨城県	24	17	7	29.2%	0	0.0%	0	70.8%
9	栃木県	25	12	13	52.0%	0	0.0%	0	48.0%
10	群馬県	16	11	5	31.3%	0	0.0%	0	68.8%
11	埼玉県	60	31	29	48.3%	10	34.5%	10	68.3%
12	千葉県	54	14	40	74.1%	23	57.5%	19	61.1%
13	東京都	96	59	37	38.5%	25	67.6%	16	78.1%
14	神奈川県	47	22	25	53.2%	8	32.0%	8	63.8%
15	新潟県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
16	富山県	8	2	6	75.0%	1	16.7%	1	37.5%
17	石川県	6	3	3	50.0%	1	33.3%	0	50.0%
18	福井県	5	0	5	100.0%	1	20.0%	0	0.0%
19	山梨県	7	3	4	57.1%	1	25.0%	1	57.1%
20	長野県	29	12	17	58.6%	2	11.8%	0	41.4%
21	岐阜県	11	3	8	72.7%	8	100.0%	6	81.8%
22	静岡県	20	16	4	20.0%	4	100.0%	3	95.0%
23	愛知県	45	27	18	40.0%	3	16.7%	2	64.4%
24	三重県	23	6	17	73.9%	3	17.6%	3	39.1%
25	滋賀県	11	3	8	72.7%	8	100.0%	7	90.9%
26	京都府	11	10	1	9.1%	0	0.0%	0	90.9%
27	大阪府	52	22	30	57.7%	2	6.7%	2	46.2%
28	兵庫県	31	14	17	54.8%	0	0.0%	0	45.2%
29	奈良県	11	8	3	27.3%	2	66.7%	1	81.8%
30	和歌山県	16	6	10	62.5%	0	0.0%	0	37.5%
31	鳥取県	7	1	6	85.7%	2	33.3%	0	14.3%
32	島根県	8	7	1	12.5%	0	0.0%	0	87.5%
33	岡山県	28	11	17	60.7%	1	5.9%	1	42.9%
34	広島県	15	3	12	80.0%	0	0.0%	0	20.0%
35	山口県	12	9	3	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
36	徳島県	9	4	5	55.6%	0	0.0%	0	44.4%
37	香川県	5	3	2	40.0%	0	0.0%	0	60.0%
38	愛媛県	15	7	8	53.3%	1	12.5%	1	53.3%
39	高知県	6	1	5	83.3%	2	40.0%	0	16.7%
40	福岡県	21	10	11	52.4%	1	9.1%	1	52.4%
41	佐賀県	6	1	5	83.3%	0	0.0%	0	16.7%
42	長崎県	21	6	15	71.4%	0	0.0%	0	28.6%
43	熊本県	55	35	20	36.4%	0	0.0%	0	63.6%
44	大分県	19	12	7	36.8%	1	14.3%	1	68.4%
45	宮崎県	13	12	1	7.7%	0	0.0%	0	92.3%
46	鹿児島県	34	10	24	70.6%	4	16.7%	1	32.4%
47	沖縄県	21	14	7	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
	都道府県合計	986	492	494	50.1%	119	24.1%	86	58.6%

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
					D=C/A				
48	札幌市	5	1	4	80.0%	0	0.0%	0	20.0%
49	仙台市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
50	さいたま市	6	5	1	16.7%	0	0.0%	0	83.3%
51	千葉市	6	6	0	0.0%	0	—	0	100.0%
52	横浜市	14	7	7	50.0%	7	100.0%	3	71.4%
53	川崎市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
54	新潟市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
55	静岡市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
56	浜松市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
57	名古屋市	21	8	13	61.9%	13	100.0%	12	95.2%
58	京都市	17	10	7	41.2%	2	28.6%	1	64.7%
59	大阪市	11	0	11	100.0%	5	45.5%	5	45.5%
60	堺市	14	5	9	64.3%	0	0.0%	0	35.7%
61	神戸市	19	9	10	52.6%	7	70.0%	1	52.6%
62	広島市	8	5	3	37.5%	0	0.0%	0	62.5%
63	北九州市	12	6	6	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
64	福岡市	4	2	2	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
	指定都市合計	147	71	76	51.7%	34	44.7%	22	63.3%
65	函館市	7	0	7	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
66	旭川市	0	0	0	—	0	—	0	—
67	青森市	0	0	0	—	0	—	0	—
68	盛岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
69	秋田市	0	0	0	—	0	—	0	—
70	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	宇都宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	川越市	0	0	0	—	0	—	0	—
74	船橋市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
75	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	横須賀市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
77	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	富山市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
79	金沢市	11	8	3	27.3%	0	0.0%	0	72.7%
80	長野市	0	0	0	—	0	—	0	—
81	岐阜市	3	1	2	66.7%	2	100.0%	0	33.3%
82	豊橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
83	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊田市	0	0	0	—	0	—	0	—
85	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	東大阪市	0	0	0	—	0	—	0	—
87	姫路市	0	0	0	—	0	—	0	—
88	西宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	和歌山市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
91	岡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
92	倉敷市	0	0	0	—	0	—	0	—
93	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	下関市	0	0	0	—	0	—	0	—
95	高松市	0	0	0	—	0	—	0	—
96	松山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	久留米市	0	0	0	—	0	—	0	—
99	長崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
100	熊本市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	大分市	0	0	0	—	0	—	0	—
102	宮崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
103	鹿児島市	0	0	0	—	0	—	0	—
	中核市合計	26	12	14	53.8%	2	14.3%	0	46.2%

合計	1,159	575	584	50.4%	155	26.5%	108	58.9%
----	-------	-----	-----	-------	-----	-------	-----	-------

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【児童相談所一時保護施設】

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済 みの棟数	耐震化率
		A	B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=(B+G)/A
1	北海道	7	5	2	28.6%	0	0.0%	0	71.4%
2	青森県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
3	岩手県	3	0	3	100.0%	1	33.3%	1	33.3%
4	宮城県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
5	秋田県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	山形県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
7	福島県	4	1	3	75.0%	3	100.0%	2	75.0%
8	茨城県	3	0	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	栃木県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
10	群馬県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
11	埼玉県	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
12	千葉県	5	1	4	80.0%	4	100.0%	4	100.0%
13	東京都	5	3	2	40.0%	2	100.0%	1	80.0%
14	神奈川県	3	2	1	33.3%	1	100.0%	1	100.0%
15	新潟県	0	0	0	—	0	—	0	—
16	富山県	2	0	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
17	石川県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
18	福井県	0	0	0	—	0	—	0	—
19	山梨県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
20	長野県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
21	岐阜県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
22	静岡県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
23	愛知県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
24	三重県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
25	滋賀県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	3	1	2	66.7%	2	100.0%	1	66.7%
27	大阪府	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
28	兵庫県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
29	奈良県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
30	和歌山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
31	鳥取県	3	1	2	66.7%	2	100.0%	2	100.0%
32	島根県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
33	岡山県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
34	広島県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
35	山口県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
36	徳島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
37	香川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	3	0	3	100.0%	1	33.3%	1	33.3%
39	高知県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
40	福岡県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
41	佐賀県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
42	長崎県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
43	熊本県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
44	大分県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
45	宮崎県	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
46	鹿児島県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
47	沖縄県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	都道府県合計	100	57	43	43.0%	24	55.8%	20	77.0%

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済み の棟数	耐震化率
48	札幌市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
49	仙台市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
50	さいたま市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
51	千葉市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
52	横浜市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
53	川崎市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
54	新潟市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
55	静岡市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
56	浜松市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
57	名古屋市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
58	京都市	0	0	0	—	0	—	0	—
59	大阪市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
60	堺市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
61	神戸市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
62	広島市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
63	北九州市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
64	福岡市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	指定都市合計	19	15	4	21.1%	2	50.0%	2	89.5%
65	函館市	0	0	0	—	0	—	0	—
66	旭川市	0	0	0	—	0	—	0	—
67	青森市	0	0	0	—	0	—	0	—
68	盛岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
69	秋田市	0	0	0	—	0	—	0	—
70	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	宇都宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	川越市	0	0	0	—	0	—	0	—
74	船橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
75	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	横須賀市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
77	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	富山市	0	0	0	—	0	—	0	—
79	金沢市	0	0	0	—	0	—	0	—
80	長野市	0	0	0	—	0	—	0	—
81	岐阜市	0	0	0	—	0	—	0	—
82	豊橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
83	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊田市	0	0	0	—	0	—	0	—
85	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	東大阪市	0	0	0	—	0	—	0	—
87	姫路市	0	0	0	—	0	—	0	—
88	西宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	和歌山市	0	0	0	—	0	—	0	—
91	岡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
92	倉敷市	0	0	0	—	0	—	0	—
93	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	下関市	0	0	0	—	0	—	0	—
95	高松市	0	0	0	—	0	—	0	—
96	松山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	久留米市	0	0	0	—	0	—	0	—
99	長崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
100	熊本市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	大分市	0	0	0	—	0	—	0	—
102	宮崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
103	鹿児島市	0	0	0	—	0	—	0	—
	中核市合計	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%

合計	120	73	47	39.2%	26	55.3%	22	79.2%
----	-----	----	----	-------	----	-------	----	-------

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【第1種助産施設】

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数	耐震化率
		A	B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=(B+G)/A
1	北海道	15	12	3	20.0%	1	33.3%	0	80.0%
2	青森県	27	15	12	44.4%	1	8.3%	0	55.6%
3	岩手県	0	0	0	—	0	—	0	—
4	宮城県	7	4	3	42.9%	1	33.3%	1	71.4%
5	秋田県	8	7	1	12.5%	0	0.0%	0	87.5%
6	山形県	6	4	2	33.3%	1	50.0%	0	66.7%
7	福島県	7	3	4	57.1%	1	25.0%	1	57.1%
8	茨城県	0	0	0	—	0	—	0	—
9	栃木県	0	0	0	—	0	—	0	—
10	群馬県	0	0	0	—	0	—	0	—
11	埼玉県	0	0	0	—	0	—	0	—
12	千葉県	6	5	1	16.7%	1	100.0%	0	83.3%
13	東京都	0	0	0	—	0	—	0	—
14	神奈川県	8	7	1	12.5%	1	100.0%	0	87.5%
15	新潟県	0	0	0	—	0	—	0	—
16	富山県	8	8	0	0.0%	0	—	0	100.0%
17	石川県	12	11	1	8.3%	1	100.0%	1	100.0%
18	福井県	0	0	0	—	0	—	0	—
19	山梨県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
20	長野県	50	29	21	42.0%	11	52.4%	7	72.0%
21	岐阜県	4	3	1	25.0%	1	100.0%	1	100.0%
22	静岡県	7	4	3	42.9%	3	100.0%	3	100.0%
23	愛知県	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
24	三重県	24	16	8	33.3%	3	37.5%	1	70.8%
25	滋賀県	8	7	1	12.5%	0	0.0%	0	87.5%
26	京都府	8	5	3	37.5%	3	100.0%	0	62.5%
27	大阪府	36	22	14	38.9%	10	71.4%	4	72.2%
28	兵庫県	7	5	2	28.6%	1	50.0%	0	71.4%
29	奈良県	13	5	8	61.5%	6	75.0%	3	61.5%
30	和歌山県	10	7	3	30.0%	1	33.3%	1	80.0%
31	鳥取県	7	4	3	42.9%	0	0.0%	0	57.1%
32	島根県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
33	岡山県	5	1	4	80.0%	0	0.0%	0	20.0%
34	広島県	0	0	0	—	0	—	0	—
35	山口県	15	10	5	33.3%	1	20.0%	0	66.7%
36	徳島県	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
37	香川県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	3	1	2	66.7%	2	100.0%	1	66.7%
39	高知県	5	3	2	40.0%	0	0.0%	0	60.0%
40	福岡県	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
41	佐賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
42	長崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
43	熊本県	0	0	0	—	0	—	0	—
44	大分県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
45	宮崎県	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
46	鹿児島県	0	0	0	—	0	—	0	—
47	沖縄県	17	11	6	35.3%	0	0.0%	0	64.7%
	都道府県合計	342	226	116	33.9%	50	43.1%	24	73.1%

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの棟数	耐震化率
		A	B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=(B+G)/A
48	札幌市	3	0	3	100.0%	1	33.3%	1	33.3%
49	仙台市	3	2	1	33.3%	1	100.0%	1	100.0%
50	さいたま市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
51	千葉市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
52	横浜市	6	5	1	16.7%	1	100.0%	1	100.0%
53	川崎市	4	2	2	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
54	新潟市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
55	静岡市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
56	浜松市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
57	名古屋市	0	0	0	—	0	—	0	—
58	京都市	0	0	0	—	0	—	0	—
59	大阪市	10	6	4	40.0%	3	75.0%	3	90.0%
60	堺市	10	5	5	50.0%	1	20.0%	1	60.0%
61	神戸市	7	6	1	14.3%	0	0.0%	0	85.7%
62	広島市	0	0	0	—	0	—	0	—
63	北九州市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
64	福岡市	14	3	11	78.6%	0	0.0%	0	21.4%
	指定都市合計	71	41	30	42.3%	8	26.7%	7	67.6%
65	函館市	4	3	1	25.0%	1	100.0%	1	100.0%
66	旭川市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
67	青森市	0	0	0	—	0	—	0	—
68	盛岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
69	秋田市	0	0	0	—	0	—	0	—
70	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	宇都宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	川越市	0	0	0	—	0	—	0	—
74	船橋市	5	4	1	20.0%	0	0.0%	0	80.0%
75	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	横須賀市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
77	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	富山市	0	0	0	—	0	—	0	—
79	金沢市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
80	長野市	0	0	0	—	0	—	0	—
81	岐阜市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
82	豊橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
83	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊田市	0	0	0	—	0	—	0	—
85	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	東大阪市	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
87	姫路市	0	0	0	—	0	—	0	—
88	西宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	和歌山市	0	0	0	—	0	—	0	—
91	岡山市	5	4	1	20.0%	0	0.0%	0	80.0%
92	倉敷市	0	0	0	—	0	—	0	—
93	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	下関市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
95	高松市	0	0	0	—	0	—	0	—
96	松山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	久留米市	0	0	0	—	0	—	0	—
99	長崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
100	熊本市	6	2	4	66.7%	1	25.0%	0	33.3%
101	大分市	0	0	0	—	0	—	0	—
102	宮崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
103	鹿児島市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
	中核市合計	35	24	11	31.4%	5	45.5%	2	74.3%

合計	448	291	157	35.0%	63	40.1%	33	72.3%
----	-----	-----	-----	-------	----	-------	----	-------

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【第2種助産施設】

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済 みの棟数	耐震化率
		A	B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=(B+G)/A
1	北海道	0	0	0	—	0	—	0	—
2	青森県	0	0	0	—	0	—	0	—
3	岩手県	3	0	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	宮城県	0	0	0	—	0	—	0	—
5	秋田県	0	0	0	—	0	—	0	—
6	山形県	0	0	0	—	0	—	0	—
7	福島県	0	0	0	—	0	—	0	—
8	茨城県	0	0	0	—	0	—	0	—
9	栃木県	0	0	0	—	0	—	0	—
10	群馬県	0	0	0	—	0	—	0	—
11	埼玉県	0	0	0	—	0	—	0	—
12	千葉県	0	0	0	—	0	—	0	—
13	東京都	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
14	神奈川県	0	0	0	—	0	—	0	—
15	新潟県	0	0	0	—	0	—	0	—
16	富山県	0	0	0	—	0	—	0	—
17	石川県	0	0	0	—	0	—	0	—
18	福井県	0	0	0	—	0	—	0	—
19	山梨県	0	0	0	—	0	—	0	—
20	長野県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
21	岐阜県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
22	静岡県	0	0	0	—	0	—	0	—
23	愛知県	0	0	0	—	0	—	0	—
24	三重県	0	0	0	—	0	—	0	—
25	滋賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
26	京都府	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
27	大阪府	4	2	2	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
28	兵庫県	0	0	0	—	0	—	0	—
29	奈良県	0	0	0	—	0	—	0	—
30	和歌山県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
31	鳥取県	0	0	0	—	0	—	0	—
32	島根県	0	0	0	—	0	—	0	—
33	岡山県	0	0	0	—	0	—	0	—
34	広島県	0	0	0	—	0	—	0	—
35	山口県	0	0	0	—	0	—	0	—
36	徳島県	0	0	0	—	0	—	0	—
37	香川県	0	0	0	—	0	—	0	—
38	愛媛県	0	0	0	—	0	—	0	—
39	高知県	0	0	0	—	0	—	0	—
40	福岡県	0	0	0	—	0	—	0	—
41	佐賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
42	長崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
43	熊本県	0	0	0	—	0	—	0	—
44	大分県	0	0	0	—	0	—	0	—
45	宮崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
46	鹿児島県	0	0	0	—	0	—	0	—
47	沖縄県	0	0	0	—	0	—	0	—
	都道府県合計	13	5	8	61.5%	1	12.5%	0	38.5%

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある 、及び既に 補強済みの 棟数	耐震化率
48	札幌市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
49	仙台市	0	0	0	—	0	—	0	—
50	さいたま市	0	0	0	—	0	—	0	—
51	千葉市	0	0	0	—	0	—	0	—
52	横浜市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
53	川崎市	3	0	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
54	新潟市	0	0	0	—	0	—	0	—
55	静岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
56	浜松市	0	0	0	—	0	—	0	—
57	名古屋市	0	0	0	—	0	—	0	—
58	京都市	0	0	0	—	0	—	0	—
59	大阪市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
60	堺市	0	0	0	—	0	—	0	—
61	神戸市	0	0	0	—	0	—	0	—
62	広島市	0	0	0	—	0	—	0	—
63	北九州市	0	0	0	—	0	—	0	—
64	福岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
	指定都市合計	6	2	4	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
65	函館市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
66	旭川市	0	0	0	—	0	—	0	—
67	青森市	0	0	0	—	0	—	0	—
68	盛岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
69	秋田市	0	0	0	—	0	—	0	—
70	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	宇都宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	川越市	0	0	0	—	0	—	0	—
74	船橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
75	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	横須賀市	0	0	0	—	0	—	0	—
77	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	富山市	0	0	0	—	0	—	0	—
79	金沢市	0	0	0	—	0	—	0	—
80	長野市	0	0	0	—	0	—	0	—
81	岐阜市	0	0	0	—	0	—	0	—
82	豊橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
83	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊田市	0	0	0	—	0	—	0	—
85	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	東大阪市	0	0	0	—	0	—	0	—
87	姫路市	0	0	0	—	0	—	0	—
88	西宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	和歌山市	0	0	0	—	0	—	0	—
91	岡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
92	倉敷市	0	0	0	—	0	—	0	—
93	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	下関市	0	0	0	—	0	—	0	—
95	高松市	0	0	0	—	0	—	0	—
96	松山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	久留米市	0	0	0	—	0	—	0	—
99	長崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
100	熊本市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	大分市	0	0	0	—	0	—	0	—
102	宮崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
103	鹿児島市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	中核市合計	3	1	2	66.7%	0	0.0%	0	33.3%

合計	22	8	14	63.6%	1	7.1%	0	36.4%
----	----	---	----	-------	---	------	---	-------

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【情緒障害児短期治療施設】

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数	耐震化率
		A	B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=(B+G)/A
1	北海道	0	0	0	—	0	—	0	—
2	青森県	0	0	0	—	0	—	0	—
3	岩手県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
4	宮城県	0	0	0	—	0	—	0	—
5	秋田県	0	0	0	—	0	—	0	—
6	山形県	0	0	0	—	0	—	0	—
7	福島県	0	0	0	—	0	—	0	—
8	茨城県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	栃木県	0	0	0	—	0	—	0	—
10	群馬県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
11	埼玉県	4	4	0	0.0%	0	—	0	100.0%
12	千葉県	0	0	0	—	0	—	0	—
13	東京都	0	0	0	—	0	—	0	—
14	神奈川県	0	0	0	—	0	—	0	—
15	新潟県	0	0	0	—	0	—	0	—
16	富山県	0	0	0	—	0	—	0	—
17	石川県	0	0	0	—	0	—	0	—
18	福井県	0	0	0	—	0	—	0	—
19	山梨県	0	0	0	—	0	—	0	—
20	長野県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
21	岐阜県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
22	静岡県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
23	愛知県	4	3	1	25.0%	1	100.0%	1	100.0%
24	三重県	0	0	0	—	0	—	0	—
25	滋賀県	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
27	大阪府	6	3	3	50.0%	3	100.0%	3	100.0%
28	兵庫県	3	0	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
29	奈良県	0	0	0	—	0	—	0	—
30	和歌山県	0	0	0	—	0	—	0	—
31	鳥取県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
32	島根県	0	0	0	—	0	—	0	—
33	岡山県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
34	広島県	0	0	0	—	0	—	0	—
35	山口県	4	0	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
36	徳島県	0	0	0	—	0	—	0	—
37	香川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	0	0	0	—	0	—	0	—
39	高知県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
40	福岡県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
41	佐賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
42	長崎県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
43	熊本県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
44	大分県	0	0	0	—	0	—	0	—
45	宮崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
46	鹿児島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
47	沖縄県	0	0	0	—	0	—	0	—
	都道府県合計	47	32	15	31.9%	11	73.3%	11	91.5%

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数	耐震化率
		A	B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=(B+G)/A
48	札幌市	0	0	0	—	0	—	0	—
49	仙台市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
50	さいたま市	0	0	0	—	0	—	0	—
51	千葉市	0	0	0	—	0	—	0	—
52	横浜市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
53	川崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
54	新潟市	0	0	0	—	0	—	0	—
55	静岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
56	浜松市	0	0	0	—	0	—	0	—
57	名古屋市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
58	京都市	0	0	0	—	0	—	0	—
59	大阪市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
60	堺市	0	0	0	—	0	—	0	—
61	神戸市	0	0	0	—	0	—	0	—
62	広島市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
63	北九州市	0	0	0	—	0	—	0	—
64	福岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
	指定都市合計	6	2	4	66.7%	2	50.0%	2	66.7%

	合計	53	34	19	35.8%	13	68.4%	13	88.7%
--	----	----	----	----	-------	----	-------	----	-------

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【児童自立支援施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済み の棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
					D=C/A				
1	北海道	25	16	9	36.0%	0	0.0%	0	64.0%
2	青森県	3	1	2	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
3	岩手県	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
4	宮城県	6	6	0	0.0%	0	—	0	100.0%
5	秋田県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	山形県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
7	福島県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
8	茨城県	9	0	9	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	栃木県	7	7	0	0.0%	0	—	0	100.0%
10	群馬県	4	2	2	50.0%	2	100.0%	1	75.0%
11	埼玉県	15	7	8	53.3%	6	75.0%	0	46.7%
12	千葉県	4	1	3	75.0%	3	100.0%	2	75.0%
13	東京都	29	20	9	31.0%	9	100.0%	9	100.0%
14	神奈川県	10	9	1	10.0%	1	100.0%	1	100.0%
15	新潟県	0	0	0	—	0	—	0	—
16	富山県	4	1	3	75.0%	3	100.0%	2	75.0%
17	石川県	6	0	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
18	福井県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
19	山梨県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
20	長野県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
21	岐阜県	4	2	2	50.0%	2	100.0%	2	100.0%
22	静岡県	10	4	6	60.0%	6	100.0%	4	80.0%
23	愛知県	6	3	3	50.0%	3	100.0%	3	100.0%
24	三重県	3	0	3	100.0%	3	100.0%	1	33.3%
25	滋賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
26	京都府	4	1	3	75.0%	2	66.7%	2	75.0%
27	大阪府	21	5	16	76.2%	3	18.8%	1	28.6%
28	兵庫県	2	0	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
29	奈良県	7	2	5	71.4%	5	100.0%	4	85.7%
30	和歌山県	4	3	1	25.0%	1	100.0%	1	100.0%
31	鳥取県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
32	島根県	6	0	6	100.0%	6	100.0%	6	100.0%
33	岡山県	10	2	8	80.0%	0	0.0%	0	20.0%
34	広島県	5	1	4	80.0%	0	0.0%	0	20.0%
35	山口県	2	0	2	100.0%	2	100.0%	1	50.0%
36	徳島県	3	1	2	66.7%	2	100.0%	0	33.3%
37	香川県	3	0	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%
38	愛媛県	3	1	2	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
39	高知県	4	4	0	0.0%	0	—	0	100.0%
40	福岡県	8	8	0	0.0%	0	—	0	100.0%
41	佐賀県	3	1	2	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
42	長崎県	8	5	3	37.5%	2	66.7%	0	62.5%
43	熊本県	6	0	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
44	大分県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
45	宮崎県	6	0	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
46	鹿児島県	7	2	5	71.4%	0	0.0%	0	28.6%
47	沖縄県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
	都道府県合計	272	122	150	55.1%	71	47.3%	45	61.4%

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数	耐震化率
		A	B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=(B+G)/A
48	札幌市	0	0	0	—	0	—	0	—
49	仙台市	0	0	0	—	0	—	0	—
50	さいたま市	0	0	0	—	0	—	0	—
51	千葉市	0	0	0	—	0	—	0	—
52	横浜市	10	2	8	80.0%	2	25.0%	2	40.0%
53	川崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
54	新潟市	0	0	0	—	0	—	0	—
55	静岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
56	浜松市	0	0	0	—	0	—	0	—
57	名古屋市	3	0	3	100.0%	3	100.0%	2	66.7%
58	京都市	0	0	0	—	0	—	0	—
59	大阪市	4	2	2	50.0%	2	100.0%	2	100.0%
60	堺市	0	0	0	—	0	—	0	—
61	神戸市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
62	広島市	0	0	0	—	0	—	0	—
63	北九州市	0	0	0	—	0	—	0	—
64	福岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
	指定都市合計	18	5	13	72.2%	7	53.8%	6	61.1%

合計	290	127	163	56.2%	78	47.9%	51	61.4%
----	-----	-----	-----	-------	----	-------	----	-------

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【児童家庭支援センター】

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数	耐震化率
		A	B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=(B+G)/A
1	北海道	6	5	1	16.7%	0	0.0%	0	83.3%
2	青森県	0	0	0	—	0	—	0	—
3	岩手県	0	0	0	—	0	—	0	—
4	宮城県	0	0	0	—	0	—	0	—
5	秋田県	0	0	0	—	0	—	0	—
6	山形県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
7	福島県	0	0	0	—	0	—	0	—
8	茨城県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
9	栃木県	0	0	0	—	0	—	0	—
10	群馬県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
11	埼玉県	0	0	0	—	0	—	0	—
12	千葉県	0	0	0	—	0	—	0	—
13	東京都	0	0	0	—	0	—	0	—
14	神奈川県	0	0	0	—	0	—	0	—
15	新潟県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
16	富山県	0	0	0	—	0	—	0	—
17	石川県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
18	福井県	0	0	0	—	0	—	0	—
19	山梨県	0	0	0	—	0	—	0	—
20	長野県	0	0	0	—	0	—	0	—
21	岐阜県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
22	静岡県	0	0	0	—	0	—	0	—
23	愛知県	0	0	0	—	0	—	0	—
24	三重県	0	0	0	—	0	—	0	—
25	滋賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
26	京都府	0	0	0	—	0	—	0	—
27	大阪府	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
28	兵庫県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
29	奈良県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
30	和歌山県	0	0	0	—	0	—	0	—
31	鳥取県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
32	島根県	0	0	0	—	0	—	0	—
33	岡山県	0	0	0	—	0	—	0	—
34	広島県	0	0	0	—	0	—	0	—
35	山口県	3	1	2	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
36	徳島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
37	香川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
39	高知県	0	0	0	—	0	—	0	—
40	福岡県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
41	佐賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
42	長崎県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
43	熊本県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
44	大分県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
45	宮崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
46	鹿児島県	0	0	0	—	0	—	0	—
47	沖縄県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	都道府県合計	33	28	5	15.2%	0	0.0%	0	84.8%

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済 みの棟数	耐震化率
48	札幌市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
49	仙台市	0	0	0	—	0	—	0	—
50	さいたま市	0	0	0	—	0	—	0	—
51	千葉市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
52	横浜市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
53	川崎市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
54	新潟市	0	0	0	—	0	—	0	—
55	静岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
56	浜松市	0	0	0	—	0	—	0	—
57	名古屋市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
58	京都市	4	2	2	50.0%	2	100.0%	0	50.0%
59	大阪市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
60	堺市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
61	神戸市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
62	広島市	0	0	0	—	0	—	0	—
63	北九州市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
64	福岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
	指定都市合計	18	14	4	22.2%	2	50.0%	0	77.8%
65	函館市	0	0	0	—	0	—	0	—
66	旭川市	0	0	0	—	0	—	0	—
67	青森市	0	0	0	—	0	—	0	—
68	盛岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
69	秋田市	0	0	0	—	0	—	0	—
70	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	宇都宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	川越市	0	0	0	—	0	—	0	—
74	船橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
75	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	横須賀市	0	0	0	—	0	—	0	—
77	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	富山市	0	0	0	—	0	—	0	—
79	金沢市	0	0	0	—	0	—	0	—
80	長野市	0	0	0	—	0	—	0	—
81	岐阜市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
82	豊橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
83	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊田市	0	0	0	—	0	—	0	—
85	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	東大阪市	0	0	0	—	0	—	0	—
87	姫路市	0	0	0	—	0	—	0	—
88	西宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	和歌山市	0	0	0	—	0	—	0	—
91	岡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
92	倉敷市	0	0	0	—	0	—	0	—
93	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	下関市	0	0	0	—	0	—	0	—
95	高松市	0	0	0	—	0	—	0	—
96	松山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	久留米市	0	0	0	—	0	—	0	—
99	長崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
100	熊本市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	大分市	0	0	0	—	0	—	0	—
102	宮崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
103	鹿児島市	0	0	0	—	0	—	0	—
	中核市合計	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%

合計	52	43	9	17.3%	2	22.2%	0	82.7%
----	----	----	---	-------	---	-------	---	-------

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【婦人相談所一時保護施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	0	0	0	—	0	—	0	—
2	青森県	0	0	0	—	0	—	0	—
3	岩手県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
4	宮城県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
5	秋田県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	山形県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
7	福島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
8	茨城県	2	0	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
9	栃木県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
10	群馬県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
11	埼玉県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
12	千葉県	0	0	0	—	0	—	0	—
13	東京都	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
14	神奈川県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
15	新潟県	0	0	0	—	0	—	0	—
16	富山県	0	0	0	—	0	—	0	—
17	石川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
18	福井県	0	0	0	—	0	—	0	—
19	山梨県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
20	長野県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
21	岐阜県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
22	静岡県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
23	愛知県	0	0	0	—	0	—	0	—
24	三重県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
25	滋賀県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
27	大阪府	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
28	兵庫県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
29	奈良県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
30	和歌山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
31	鳥取県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
32	島根県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
33	岡山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
34	広島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
35	山口県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
36	徳島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
37	香川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	0	0	0	—	0	—	0	—
39	高知県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
40	福岡県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
41	佐賀県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
42	長崎県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
43	熊本県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
44	大分県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
45	宮崎県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
46	鹿児島県	0	0	0	—	0	—	0	—
47	沖縄県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	都道府県合計	39	24	15	38.5%	10	66.7%	8	82.1%

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【婦人保護施設】

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数	耐震化率
		A	B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=(B+G)/A
1	北海道	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
2	青森県	0	0	0	—	0	—	0	—
3	岩手県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
4	宮城県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
5	秋田県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	山形県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
7	福島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
8	茨城県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
9	栃木県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
10	群馬県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
11	埼玉県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
12	千葉県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
13	東京都	11	5	6	54.5%	0	0.0%	0	45.5%
14	神奈川県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
15	新潟県	0	0	0	—	0	—	0	—
16	富山県	0	0	0	—	0	—	0	—
17	石川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
18	福井県	0	0	0	—	0	—	0	—
19	山梨県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
20	長野県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
21	岐阜県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
22	静岡県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
23	愛知県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
24	三重県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
25	滋賀県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
27	大阪府	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
28	兵庫県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
29	奈良県	0	0	0	—	0	—	0	—
30	和歌山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
31	鳥取県	0	0	0	—	0	—	0	—
32	島根県	0	0	0	—	0	—	0	—
33	岡山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
34	広島県	0	0	0	—	0	—	0	—
35	山口県	0	0	0	—	0	—	0	—
36	徳島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
37	香川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	0	0	0	—	0	—	0	—
39	高知県	0	0	0	—	0	—	0	—
40	福岡県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
41	佐賀県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
42	長崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
43	熊本県	0	0	0	—	0	—	0	—
44	大分県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
45	宮崎県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
46	鹿児島県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
47	沖縄県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	都道府県合計	49	24	25	51.0%	9	36.0%	7	63.3%

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【児童厚生施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済み の棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	117	77	40	34.2%	2	5.0%	2	67.5%
2	青森県	27	20	7	25.9%	1	14.3%	1	77.8%
3	岩手県	47	31	16	34.0%	1	6.3%	1	68.1%
4	宮城県	54	38	16	29.6%	6	37.5%	5	79.6%
5	秋田県	23	16	7	30.4%	0	0.0%	0	69.6%
6	山形県	24	24	0	0.0%	0	—	0	100.0%
7	福島県	52	29	23	44.2%	2	8.7%	2	59.6%
8	茨城県	49	32	17	34.7%	0	0.0%	0	65.3%
9	栃木県	25	18	7	28.0%	0	0.0%	0	72.0%
10	群馬県	54	44	10	18.5%	5	50.0%	3	87.0%
11	埼玉県	96	66	30	31.3%	3	10.0%	2	70.8%
12	千葉県	55	38	17	30.9%	5	29.4%	2	72.7%
13	東京都	507	202	305	60.2%	219	71.8%	162	71.8%
14	神奈川県	11	8	3	27.3%	2	66.7%	1	81.8%
15	新潟県	47	44	3	6.4%	0	0.0%	0	93.6%
16	富山県	29	16	13	44.8%	2	15.4%	1	58.6%
17	石川県	62	35	27	43.5%	11	40.7%	9	71.0%
18	福井県	58	36	22	37.9%	6	27.3%	6	72.4%
19	山梨県	55	47	8	14.5%	1	12.5%	1	87.3%
20	長野県	67	58	9	13.4%	0	0.0%	0	86.6%
21	岐阜県	74	38	36	48.6%	27	75.0%	18	75.7%
22	静岡県	32	20	12	37.5%	8	66.7%	3	71.9%
23	愛知県	258	163	95	36.8%	60	63.2%	46	81.0%
24	三重県	41	29	12	29.3%	9	75.0%	7	87.8%
25	滋賀県	52	28	24	46.2%	2	8.3%	1	55.8%
26	京都府	32	13	19	59.4%	3	15.8%	3	50.0%
27	大阪府	37	17	20	54.1%	10	50.0%	5	59.5%
28	兵庫県	48	30	18	37.5%	1	5.6%	0	62.5%
29	奈良県	57	32	25	43.9%	0	0.0%	0	56.1%
30	和歌山県	89	30	59	66.3%	10	16.9%	7	41.6%
31	鳥取県	42	22	20	47.6%	1	5.0%	1	54.8%
32	島根県	11	4	7	63.6%	0	0.0%	0	36.4%
33	岡山県	36	22	14	38.9%	1	7.1%	1	63.9%
34	広島県	21	15	6	28.6%	1	16.7%	0	71.4%
35	山口県	32	14	18	56.3%	4	22.2%	0	43.8%
36	徳島県	57	41	16	28.1%	1	6.3%	1	73.7%
37	香川県	39	25	14	35.9%	1	7.1%	1	66.7%
38	愛媛県	27	17	10	37.0%	0	0.0%	0	63.0%
39	高知県	22	9	13	59.1%	2	15.4%	1	45.5%
40	福岡県	45	38	7	15.6%	0	0.0%	0	84.4%
41	佐賀県	26	11	15	57.7%	0	0.0%	0	42.3%
42	長崎県	35	26	9	25.7%	1	11.1%	0	74.3%
43	熊本県	23	17	6	26.1%	0	0.0%	0	73.9%
44	大分県	27	22	5	18.5%	1	20.0%	1	85.2%
45	宮崎県	28	19	9	32.1%	2	22.2%	1	71.4%
46	鹿児島県	27	12	15	55.6%	0	0.0%	0	44.4%
47	沖縄県	64	55	9	14.1%	0	0.0%	0	85.9%
	都道府県合計	2,741	1,648	1,093	39.9%	411	37.6%	295	70.9%

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある 、及び既に 補強済みの 棟数	耐震化率
48	札幌市	26	24	2	7.7%	1	50.0%	0	92.3%
49	仙台市	31	28	3	9.7%	3	100.0%	3	100.0%
50	さいたま市	15	15	0	0.0%	0	—	0	100.0%
51	千葉市	0	0	0	—	0	—	0	—
52	横浜市	0	0	0	—	0	—	0	—
53	川崎市	57	39	18	31.6%	15	83.3%	13	91.2%
54	新潟市	7	5	2	28.6%	0	0.0%	0	71.4%
55	静岡市	9	8	1	11.1%	1	100.0%	0	88.9%
56	浜松市	4	2	2	50.0%	2	100.0%	2	100.0%
57	名古屋市	21	7	14	66.7%	14	100.0%	10	81.0%
58	京都市	115	69	46	40.0%	14	30.4%	8	67.0%
59	大阪市	9	5	4	44.4%	1	25.0%	0	55.6%
60	堺市	0	0	0	—	0	—	0	—
61	神戸市	119	55	64	53.8%	29	45.3%	16	59.7%
62	広島市	0	0	0	—	0	—	0	—
63	北九州市	42	23	19	45.2%	0	0.0%	0	54.8%
64	福岡市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
	指定都市合計	456	280	176	38.6%	81	46.0%	52	72.8%
65	函館市	4	1	3	75.0%	0	0.0%	0	25.0%
66	旭川市	7	6	1	14.3%	0	0.0%	0	85.7%
67	青森市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
68	盛岡市	28	20	8	28.6%	0	0.0%	0	71.4%
69	秋田市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
70	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	いわき市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
72	宇都宮市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
73	川越市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
74	船橋市	20	13	7	35.0%	0	0.0%	0	65.0%
75	柏市	3	0	3	100.0%	1	33.3%	1	33.3%
76	横須賀市	0	0	0	—	0	—	0	—
77	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	富山市	7	2	5	71.4%	0	0.0%	0	28.6%
79	金沢市	0	0	0	—	0	—	0	—
80	長野市	29	25	4	13.8%	0	0.0%	0	86.2%
81	岐阜市	13	10	3	23.1%	1	33.3%	1	84.6%
82	豊橋市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
83	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊田市	6	3	3	50.0%	3	100.0%	3	100.0%
85	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	東大阪市	4	1	3	75.0%	3	100.0%	2	75.0%
87	姫路市	14	13	1	7.1%	0	0.0%	0	92.9%
88	西宮市	8	2	6	75.0%	1	16.7%	0	25.0%
89	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	和歌山市	9	8	1	11.1%	0	0.0%	0	88.9%
91	岡山市	14	8	6	42.9%	0	0.0%	0	57.1%
92	倉敷市	6	3	3	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
93	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	下関市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
95	高松市	11	6	5	45.5%	0	0.0%	0	54.5%
96	松山市	6	6	0	0.0%	0	—	0	100.0%
97	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	久留米市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
99	長崎市	6	3	3	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
100	熊本市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	大分市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
102	宮崎市	10	7	3	30.0%	2	66.7%	2	90.0%
103	鹿児島市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	中核市合計	221	152	69	31.2%	11	15.9%	9	72.9%

合計	3,418	2,080	1,338	39.1%	503	37.6%	356	71.3%
----	-------	-------	-------	-------	-----	-------	-----	-------

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

住宅・建築物安全ストック形成事業(国土交通省所管)の概要 ～ 児童福祉施設等の耐震診断に要する費用に対する補助 ～

○ 補助対象事業

- (1) 地方公共団体等が行う住宅・建築物耐震改修等事業
 - (2) 住宅・建築物耐震改修等を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業
(児童福祉施設等を含む社会福祉施設全般も補助対象)
- ※ 耐震診断については、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)による都道府県耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づき行うものが対象

○ 補助率等

- (1) 補助率
 - 地方公共団体を実施する場合 国:1/3、地方:2/3
 - 地方公共団体以外が実施する場合 国:1/3、地方:1/3、所有者等:1/3
- (2) 補助額
 - 実際にかかった費用の1/3(上限あり)

※ 平成21年度予算(案)額 190億円の内数

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う発出通知一覧(現時点の予定)

※宛先欄中、「県」は都道府県、「指」は指定都市、「中」は中核市、「児」は児童相談所設置市を指す。

通知名	概要	宛先	発出時期 (又は予定時期)	発出番号 (発出済通知のみ)
児童福祉法等の一部を改正する法律について	改正法の公布について周知するもの	県・指・中	2008/12/5	雇児発第1205002号
児童相談所運営指針の改正	法改正に伴う一部改正	県・指・児	2009年3月	—
市町村児童家庭相談援助指針の改正	法改正に伴う一部改正	県・指・児	2009年3月	—
要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の改正	法改正に伴う一部改正	県・指・児	2009年3月	—
乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインについて	事業の基本的内容等を示すもの	県・指・児	2009年3月	—
養育支援訪問事業ガイドラインについて	事業の基本的内容等を示すもの	県・指・児	2009年3月	—
「里親制度の運営について」の一部改正について	法改正に伴う一部改正	県・指・児	2009年3月	—
養育里親研修制度の運営について	制度の基本的内容等を示すもの	県・指・児	2009年3月	—
「専門里親研修制度の運営について」の一部改正について	法改正に伴う一部改正	県・指・児	2009年3月	—
「児童家庭支援センターの設置運営について」の一部改正について	法改正に伴う一部改正	県・指・児	2009年3月	—
「児童自立生活援助事業の実施について」の一部改正について	法改正に伴う一部改正	県・指・児	2009年3月	—
小規模住居型児童養育事業の実施について	事業の基本的内容等を示すもの	県・指・児	2009年3月	—
基幹的職員研修事業の実施について	事業の基本的内容等を示すもの	県・指・児	2009年3月	—
「里親に委託されている児童が保育所に入所する場合等の取扱について」の一部改正について	法改正に伴う一部改正	県・指・児	2009年3月	—
行動計画策定指針の改正について	指針の改正内容及び参酌標準に関する具体的な解説等を周知するもの	県・指・中	2009年3月下旬	—
「保育対策等促進事業の実施について」の一部改正について	法改正に伴う一部改正	県・指・中	2009年3月下旬	—

雇用対策事業例（子育て分野関係）について

1. 雇用対策事業例について

雇用情勢が急速に悪化しつつある中、事業を実施する地方公共団体等が、速やかに雇用創造支援にとりかかることができるよう、その参考となるモデル事業（2月6日取りまとめ）

2. 子育て分野における雇用対策事業例について

- ①保育所雇用促進事業
- ②地域における多様な子育て支援促進事業
- ③地域子育て支援雇用促進事業
- ④なじみの場所での預かり事業
- ⑤出産・子育て応援ヘルパー事業
- ⑥多様な子育て支援人材の養成研修事業
- ⑦経済的に困難な状況にある女性等の再就職支援事業
- ⑧児童虐待防止協力員（応援員）確保事業
- ⑨児童養護施設等の支援向上事業
- ⑩地域における母子家庭の母等の就業支援強化事業

(関連分野)
介護・子育て・医療
(事業の名称)
保育所雇用促進事業
(関係省庁名)
厚生労働省
事業の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職者等の応募者に、保育所において補助業務に従事することにより、収入を得ながら実務経験を積み、保育士資格取得に向けて学ぶ機会を用意。 ・ 保育士資格取得後は、急速に需要が増えている保育分野で活躍してもらうもの。(資格取得により、安定雇用が期待できる。) <p>※ 実施機関(市町村、都道府県又は社会福祉協議会等のNPOや社会福祉法人)が、資格取得を希望する者(応募者)と受入保育所の情報管理、受入保育所に対する助成(=給与費となる)や、養成校に対する助成(=学費となる)の支給を担当。</p> <p>《1 試験受験コース》</p> <p>(メリット…費用が少ない デメリット…資格取得が確実でない)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 離職者等の応募者が、認可保育所において、保育士の指導の下、補助業務に従事。 ※保育士試験受験に向けた勉強時間を取るため、パートタイムでの雇用が望ましいか。 ② 認可保育所より、給料支給。 ※認可保育所に対しては、実施機関が給料相当額の一部を助成。 ③ 保育士試験受験資格に必要な実務経験期間(※)を得次第、保育士試験受験。 ※受験資格に必要な実務経験期間は、高卒の場合2年間、短大卒以上の場合不要。 ④ 保育士資格取得した場合には、当該認可保育所又は他の保育所へ就職。 ※又は、他の子育て支援サービスに従事することも考えられる。 <p>《2 養成校コース》</p> <p>(メリット…養成校を卒業できれば確実な資格取得 デメリット…費用がかかる)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 離職者等の応募者が、保育所(認可外保育施設でも可)において、保育士の指導の下、補助業務に従事。 ② 保育所より、給料支給。 ③ 同時に、昼間に養成校(2年課程)へ通学(夕方から保育所の補助業務に従事)。 ※又は、夜間の保育士養成校(3年課程)へ通学、又は、通信教育課程を受講することも考えられる。 ※実施機関からの補助や、奨学金により学費をカバー。 ④ 養成校卒業により、保育士資格取得。当該保育所又は他の保育所へ就職。
(事業展開に必要な事項・規制緩和など)
特になし
(期待される効果)
定性的効果:

- ・ 離職者等にとって、収入を得ながら保育士資格を取得する機会を得られ、将来の安定雇用への移行も期待できる。
- ・ 市町村（又は都道府県）にとっても、人材確保難により保育所の増設が難しくなっている事情を解決し、待機児童の解消に資する。
- ・ 保育所にとっても、業務補助者としての活用、将来の自園の保育士確保に資する。

(先行事例)

特になし

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

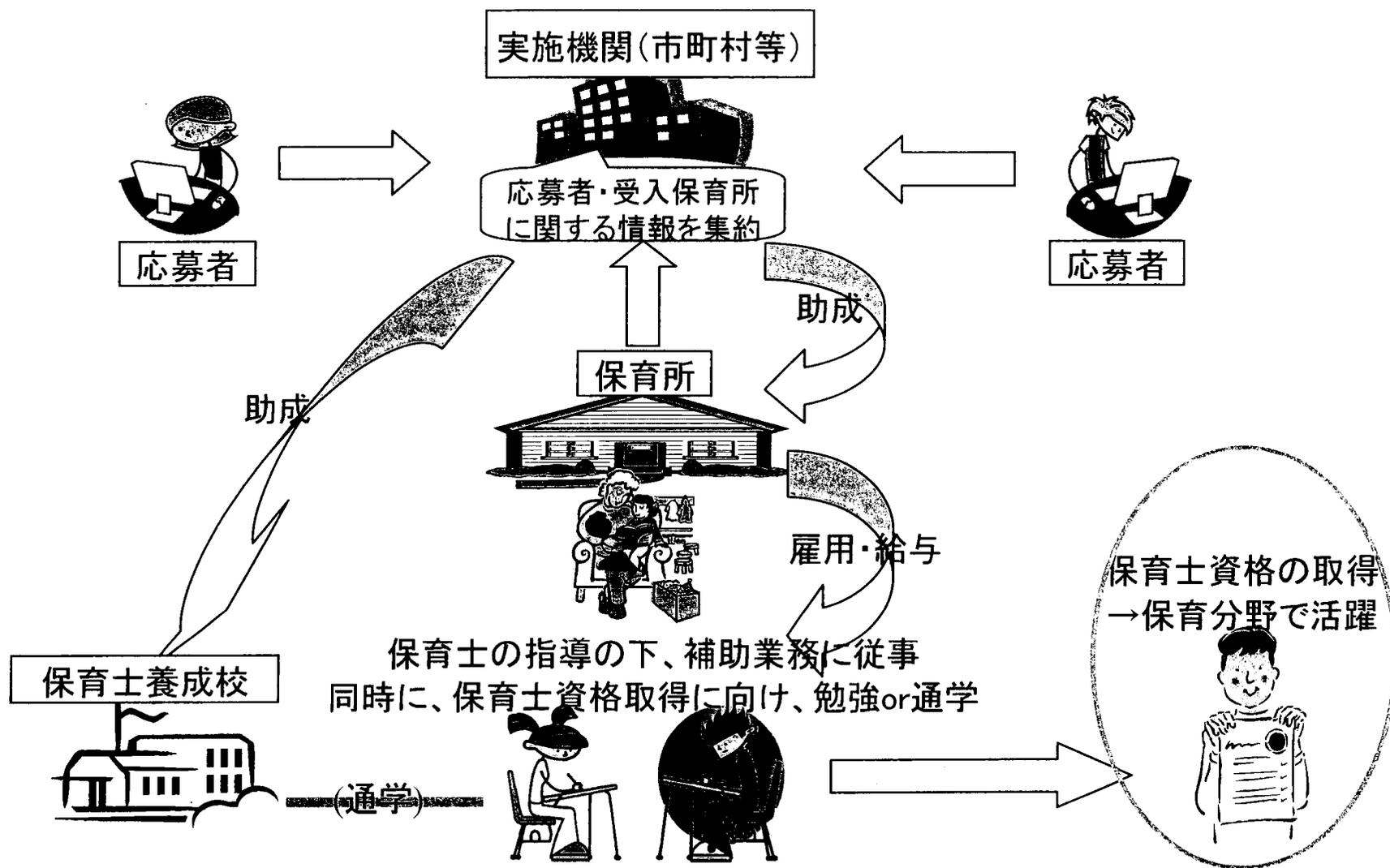
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 河村のり子 / 保育課 係長 河合篤史

電話番号：03-3595-2542 / ファックス：03-3595-2674

E-mail：kawamura-noriko@mhlw.go.jp / kawai-atsushi@mhlw.go.jp

保育所雇用促進事業

- 離職者等の応募者に、保育所において補助業務に従事することにより、給与を得ながら実務経験を積み、保育士資格取得に向けて学ぶ機会を用意。
 - 保育士資格取得後は、急速に需要が増えている保育分野で活躍してもらうもの。
- ※ 市町村や保育所にとっても、保育士の確保につながるメリット。



(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 地域における多様な子育て支援促進事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要 (事業内容) ○ 地域における子育て中の労働者や主婦等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を実施する。 <事業内容の例> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設までの送迎を行う。 ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。 ・ 保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。 ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。 ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。 ・ 病児・病後児の預かり ・ 急な残業、出張の際の宿泊を伴う預かり ※ 同一の事業について、次世代育支援対策交付金（ソフト交付金）、「病児・緊急対応強化モデル事業」、「病児・緊急預かり対応基盤整備事業（仮称）」による助成を受けている場合は、当該事業については対象としない。
(設備・人員等の基準) ・ 市町村の自由設計
(利用者の規模) ・ 市町村の自由設計
(利用料) ・ 市町村の自由設計
(委託費水準) ・ 市町村の自由設計
(関係者の役割) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村：実施主体（運営委託先の選定・監督）など ・ 都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言など ・ 国：事業運営全般に関する相談・助言など

<p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)</p> <p>特になし</p>
<p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果：</p> <p>① 地域の労働者の仕事と子育ての両立：労働者が子育てをしながら、働き続けることができる。</p> <p>② 多様な子育てニーズへの対応：集団保育などになじまない病児・病後児の預かり等地域の多様な子育てニーズに対応できる。</p> <p>③ 離職者等の現場訓練（OJT）：事業での就業を通じ、子育て分野のキャリアアップを支援する場とする。</p> <p>④ 地域に密着した運営：市町村が設置し、地元のNPO法人、民間企業団体等に運営委託。</p>
<p>(先行事例)</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 課長補佐 山口正行 / 係長 進士順和 電話番号：03-3595-3274 / ファックス：03-3502-6763 E-mail：yamaguchi-masayuki@mhlw.go.jp / shinji-yoshikazu@mhlw.go.jp</p>

地域における多様な子育て支援促進事業

地域における子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

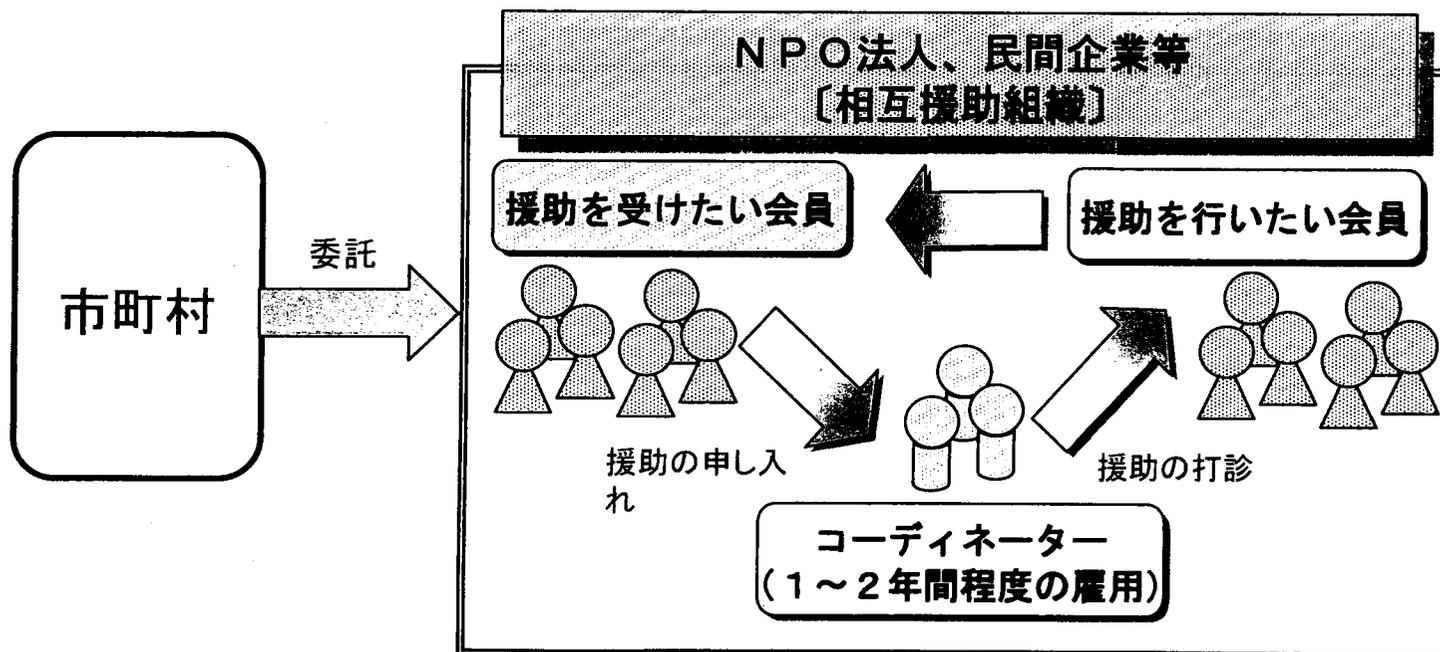
○相互援助活動の例

- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・ 保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・ 病児・病後児の預かり
- ・ 急な残業、出張の際の宿泊を伴う預かり

○当該事業の実施による効果

- ① 地域の労働者の仕事と家庭の両立
- ② 多様な子育てニーズへの対応
- ③ 離職者等の現場訓練(OJT)
- ④ 地域に密着した運営

子育て支援分野のキャリアアップ

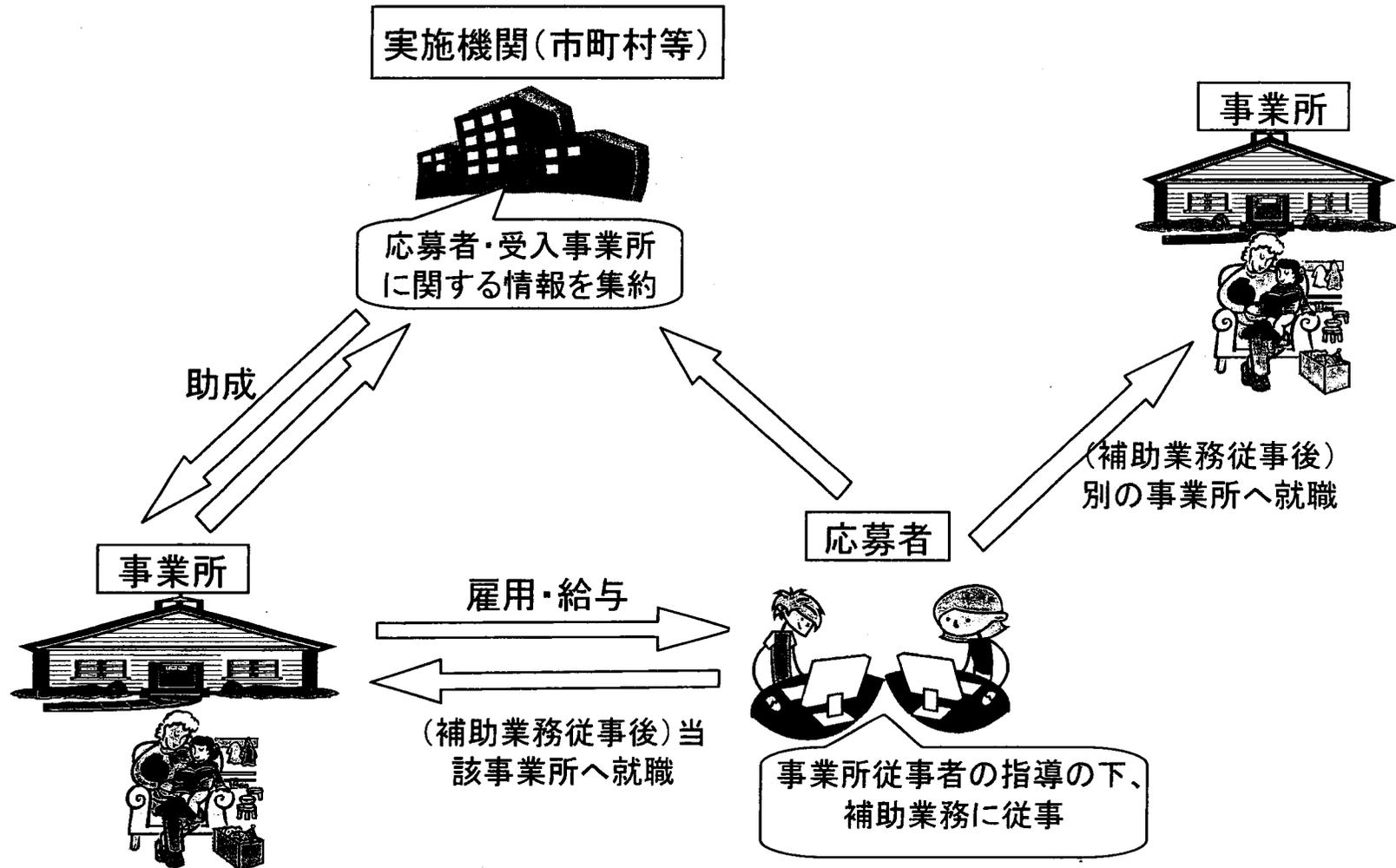


※ 同一の事業について、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)、「病児・緊急対応強化モデル事業」、「病児・緊急預かり対応基盤整備事業(仮称)」による助成を受けている場合は、当該事業については対象としない。

(関連分野)
介護・子育て・医療
(事業の名称)
地域子育て支援雇用促進事業
(関係省庁名)
厚生労働省
事業の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職者等の応募者に、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業等において、補助業務に従事することにより、収入を得ながら実務経験を積む機会を用意。 ・ その後、急速に需要が増えている子育て支援分野で活躍してもらうもの。 <p>※ 実施機関（市町村、都道府県又は社会福祉協議会等のNPOや社会福祉法人）が、応募者と受入事業所の情報管理、受入事業所に対する助成（＝給与費となる）、実務経験後の雇入れ先となる市町村や事業所の情報収集等を担当。</p> <p>① 離職者等の応募者が、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業等において、当該事業所の従事者の指導の下、1年間程度、補助業務に従事。</p> <p>② 事業所より、給料支給。</p> <p>※事業所に対しては、実施機関が、指導の支援のため、給料相当額の一部を助成。</p> <p>③ 1年後、当該事業所又は他事業所へ就職。</p>
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)
特になし
(期待される効果)
<p>定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離職者等にとって、収入を得ながら実務経験をj得る機会を得られる。 ・ 市町村（又は都道府県）にとっても、人材確保が難しい子育て支援分野の人材育成・人材確保につながる。 ・ 子育て支援の事業所にとっても、業務補助者としての活用、将来の自事業所の人材確保に資する。
(先行事例)
特になし
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 河村のり子 / 係長 小豆澤卓 電話番号：03-3595-2493 / ファックス：03-3595-2313 E-mail：kawamura-noriko@mhlw.go.jp / azukizawa-taku@mhlw.go.jp

地域子育て支援雇用促進事業

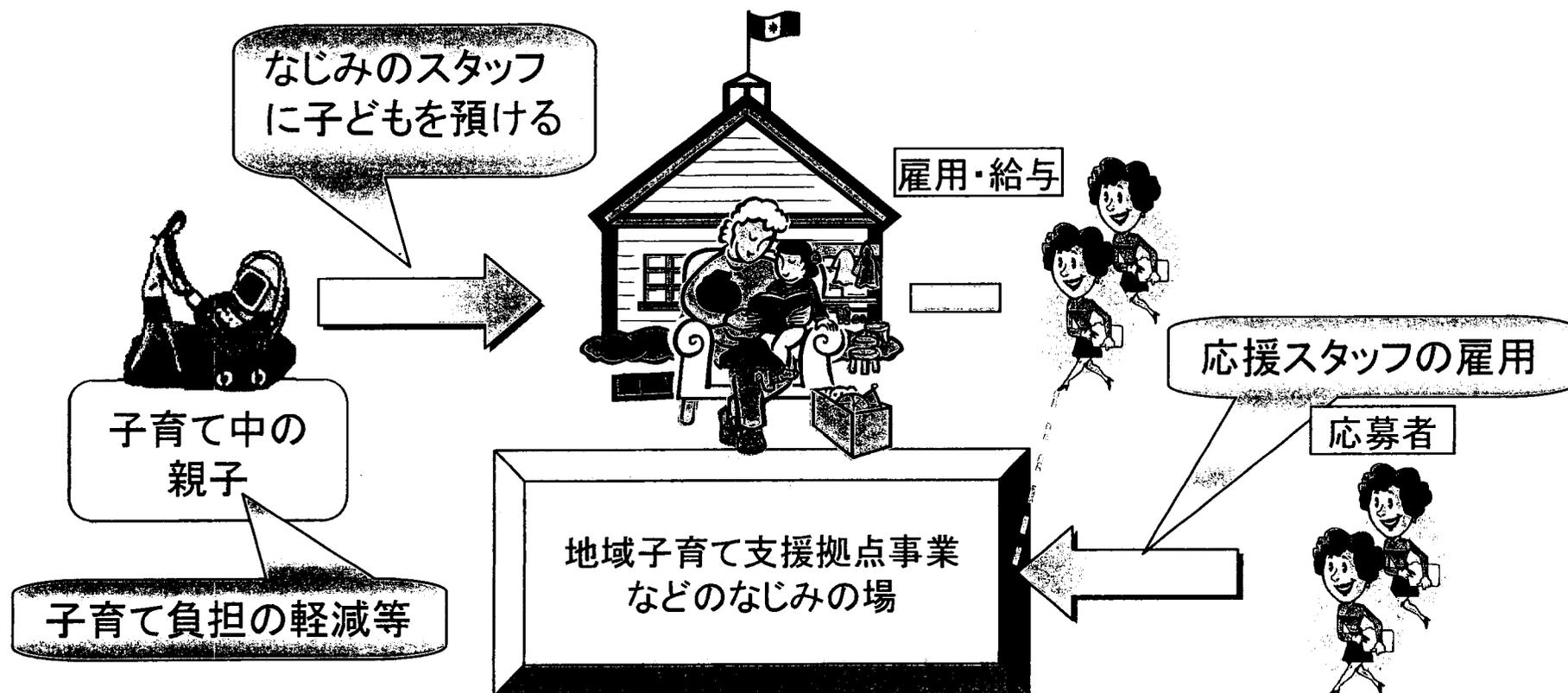
- 離職者等の応募者に、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業等において、補助業務に従事することにより、収入を得ながら実務経験を積む機会を用意。
 - その後、急速に需要が増えている子育て支援分野で活躍してもらうもの。
- ※ 市町村や子育て支援の事業所にとっても、人材確保につながるメリット。



(関連分野)	介護・子育て・医療
(事業の名称)	なじみの場所での預かり事業
(関係省庁名)	厚生労働省
事業の概要	親子が日常的に通っている地域子育て支援拠点事業などのなじみの場において、なじみのスタッフに子どもを預けることができるよう、応援スタッフを雇用し、必要な場合に子どもを預かるもの。
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)	特になし
(期待される効果)	定性的効果： ・ 一時預かり事業の量の拡充が十分でない中、身近ななじみの場所で、なじみのスタッフに子どもを預けることができる場を設けることにより、子育ての負担軽減等を図る。
(先行事例)	多数あり
(期間後の取扱い)	
(関係省庁担当者連絡先)	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 河村のり子 / 係長 小豆澤卓 電話番号：03-3595-2493 / ファックス：03-3595-2313 E-mail：kawamura-noriko@mhlw.go.jp / azukizawa-taku@mhlw.go.jp

なじみの場所での預かり事業

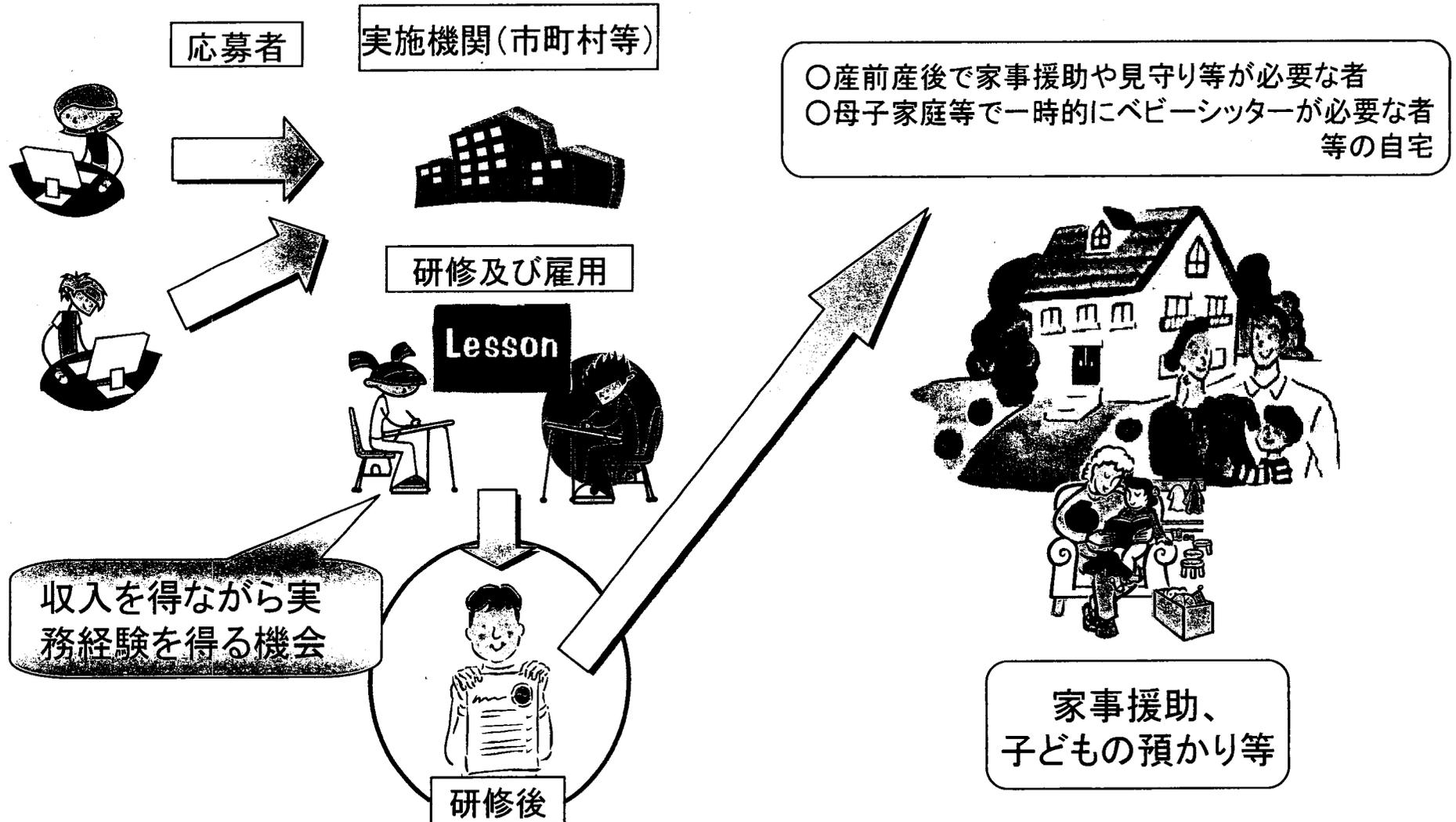
○ 親子が日常的に通っている地域子育て支援拠点事業などのなじみの場において、なじみのスタッフに子どもを預けることができるよう、応援スタッフを雇用し、必要な場合に子どもを預かるもの。



(関連分野)
介護・子育て・医療
(事業の名称)
出産・子育て応援ヘルパー事業
(関係省庁名)
厚生労働省
事業の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関（市町村又は社会福祉協議会等のNPOや社会福祉法人）において、離職者等の応募者を、研修（労働者の必要に応じて自治体の判断により研修の可否を判断）及び雇用。 ・ それらの者が、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産前産後で家事援助や見守り等が必要な者 ・ 母子家庭等で一時的にベビーシッターが必要な者 等の自宅を訪問し、家事援助、子どもの預かり等を実施。
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)
特になし。
(期待される効果)
定性的効果： <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的支援が少ない出産期（産前産後）の支援を拡充する。 ・ 離職者等にとって、収入を得ながら実務経験を得る機会を得られる。
(先行事例)
杉並区「産前・産後支援ヘルパー事業」 北区「産前産後支援・育児支援ヘルパー事業」
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 河村のり子 / 係長 小豆澤卓 電話番号：03-3595-2493 / ファックス：03-3595-2313 E-mail：kawamura-noriko@mhlw.go.jp / azukizawa-taku@mhlw.go.jp

出産・子育て応援ヘルパー事業

- 実施機関(市町村又は社会福祉協議会等のNPOや社会福祉法人)において、離職者等の応募者を、研修(労働者の必要に応じて自治体の判断により研修の要否を判断)及び雇用。
- 研修を受けた者が、産前産後で家事援助や見守り等が必要な者、母子家庭等で一時的にベビーシッターが必要な者等の自宅を訪問し、家事援助、子供の預かり等を実施。



(関連分野)
介護・子育て・医療
(事業の名称)
多様な子育て支援人材の養成研修事業
(関係省庁名)
厚生労働省
事業の概要
(事業内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの預かり等多様な子育て支援を促進するため、市町村において、そうした多様な子育て支援を担う人材の養成に関する研修を実施するためのコーディネーターを設ける。 ・ 当該コーディネーターは、子育て支援施設、専門職養成校等と連携し、講師の派遣や研修場所の提供等を要請するなど研修事業のコーディネートを行う。 ・ 地元のハローワーク、子育て支援施設、専門職養成校と連携体制を組み、離職者、雇止めされた派遣労働者等未経験者への研修を雇用下で行う。
(設備・人員等の基準)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計
(利用者の規模)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計
(利用料)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計
(委託費水準)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計
(関係者の役割)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村：実施主体（運営委託先の選定・監督）、連携体制の構築など ・ 都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など ・ 国：事業運営全般に関する相談・助言など
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)
特になし
(期待される効果)
<p>定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域における子育て支援人材の充実：地域における子育て支援人材が充実し、地域の子育て支援体制も充実する。 ② 離職者等の現場訓練（OJT）：事業での就業を通じ、子育て分野のキャリアアッ

プを支援する場とする。

- ③ 地域に密着した運営：市町村が設置し、地元のNPO法人、民間企業団体等に運営委託。

(先行事例)

東京都多摩市「子育て支援人材育成研修」等

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 課長補佐 山口正行 / 係長 進士順和
電話番号：03-3595-3274 / ファックス：03-3502-6763

E-mail：yamaguchi-masayuki@mhlw.go.jp / shinji-yoshikazu@mhlw.go.jp

多様な子育て支援人材の養成研修事業

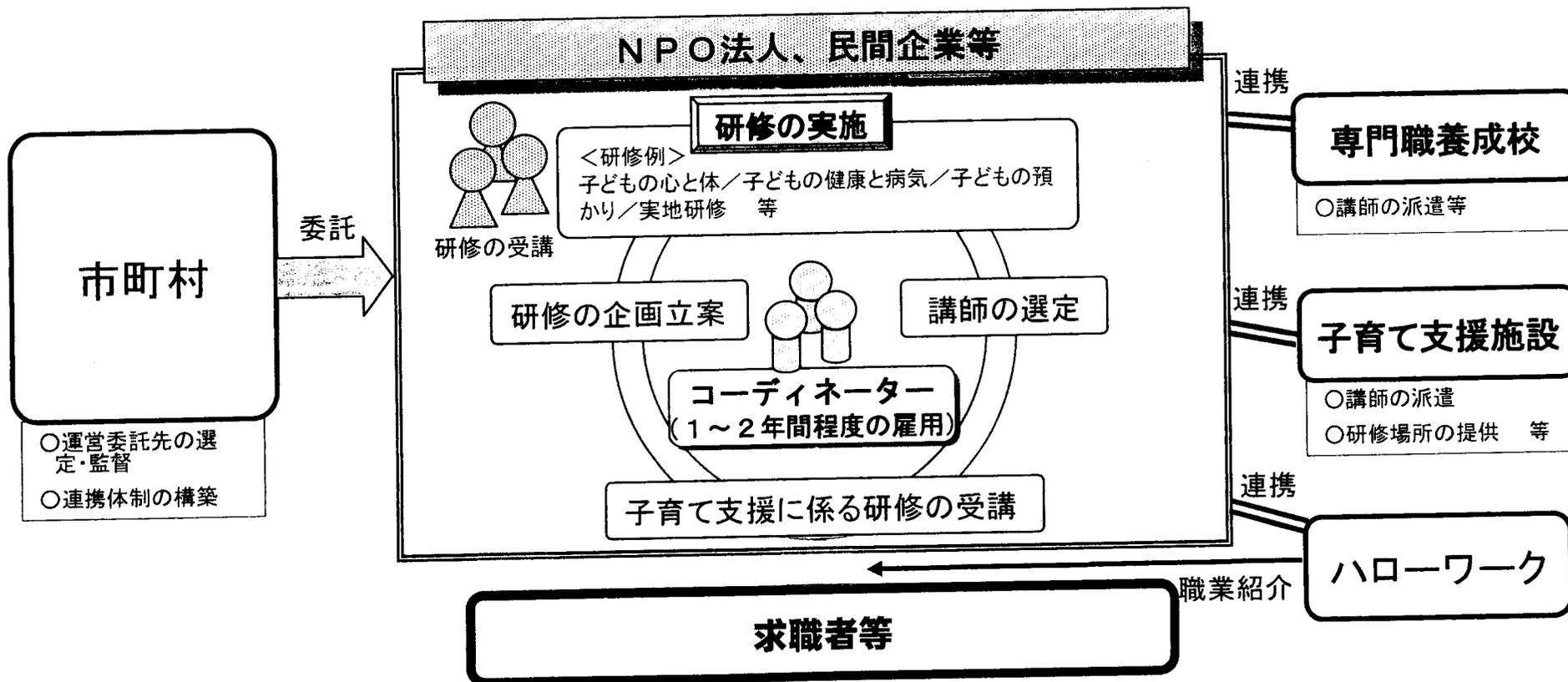
子どもの預かり等多様な子育て支援を促進するため、市町村において、そうした多様な子育て支援を担う人材の養成に関する研修を実施する。

○当該事業の実施による効果

- ① 地域における子育て支援人材の充実 / ② 離職者等の現場訓練(OJT) / ③ 地域に密着した運営

子育て支援の現場で活躍

子育て支援分野のキャリアアップ



(関連分野)

介護・子育て・医療

(事業の名称)

経済的に困難な状況にある女性等の再就職支援事業

(関係省庁名)

厚生労働省

事業の概要**(事業内容)**

- ・ 経済的に困難な状況にある女性や育児等を理由として退職し再就職を希望する女性を支援するために、
 - ① 求人の探し方、面接のノウハウ等再就職活動に向けた実践的な内容の講座の開催
 - ② インターンシップの実施
 - ③ カウンセラー等による個別の就業相談
 等を実施することにより、働くことへの不安感を取り除くとともに再就職に向けて必要な情報を提供するなど、再就職支援事業を行う。
- ・ インターンシップの場の提供やカウンセラーの確保等を行うなど、ハローワーク（又はマザーズハローワーク）や、経済団体等関係団体との連携を図り、離職者等をスタッフとして雇用する。

(設備・人員等の基準)

- ・ 市町村の自由設計

(利用者の規模)

- ・ 市町村の自由設計

(利用料)

- ・ 市町村の自由設計

(委託費水準)

- ・ 市町村の自由設計

(関係者の役割)

- ・ 市町村：実施主体（運営委託先の選定・監督）、連携体制の構築など
- ・ 都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など
- ・ 国：事業運営全般に関する相談・助言

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)

特になし

(期待される効果)

定性的効果：

- ① 地域の女性の再就職に対するきめ細やかな対応：経済的に困難な状況にあり再就職を希望する女性等に対するきめ細やかな対応が可能になる。
- ② 地域の女性の再就職促進：セミナーの受講後など、様々な分野への再就職を促進する場とする。
- ③ 地域に密着した運営：市町村が設置し、地域の女性センター、NPO法人等に運営委託。

(先行事例)

とやま女性のチャレンジ総合支援事業（富山県）等

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

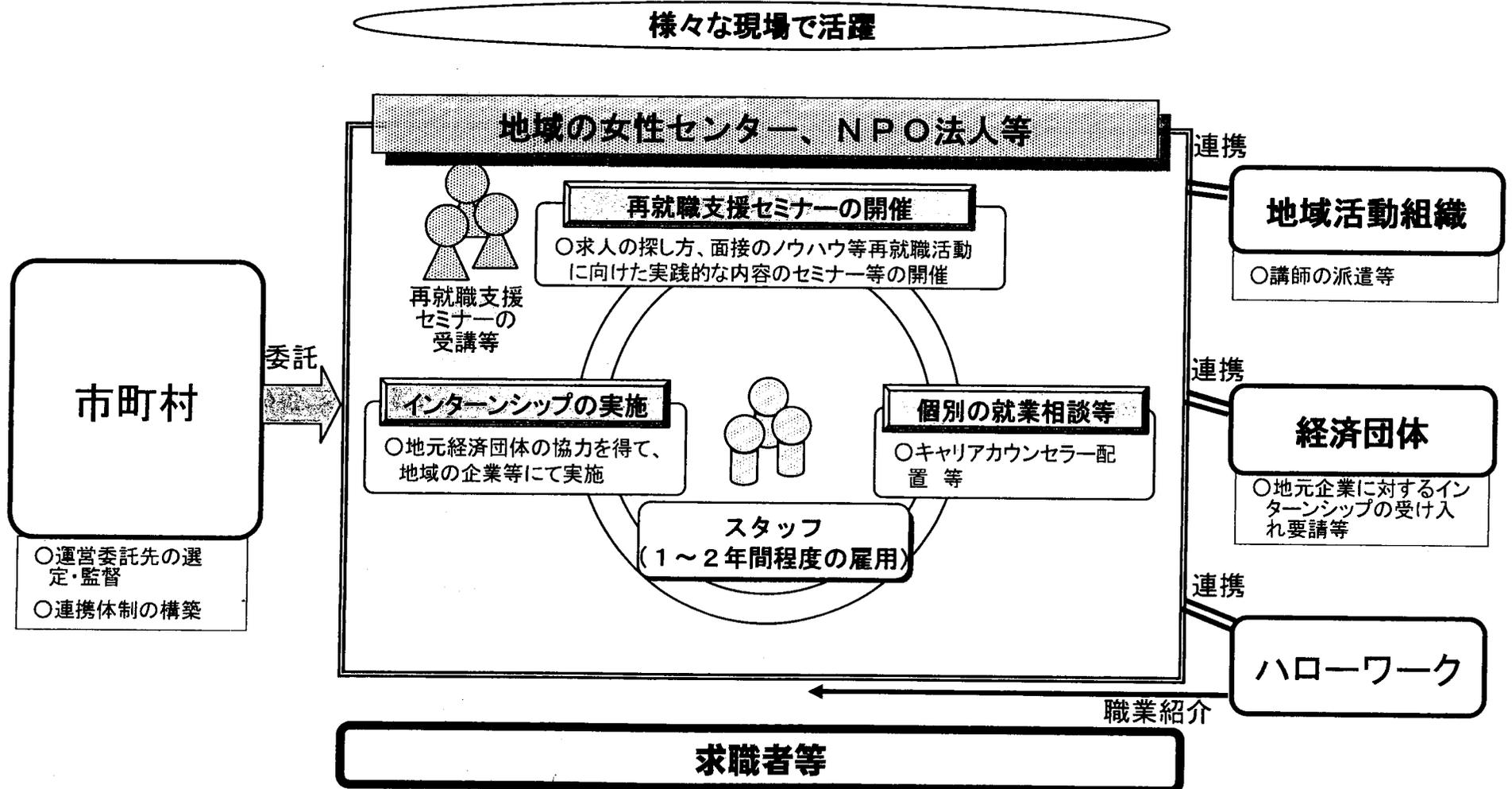
厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 課長補佐 山口正行 / 係長 進士順和
電話番号：03-3595-3274 / ファックス：03-3502-6763
E-mail：yamaguchi-masayuki@mhlw.go.jp / shinji-yoshikazu@mhlw.go.jp

経済的に困難な状況にある女性等の再就職支援事業

経済的に困難な状況にある女性や育児等を理由として退職した女性など再就職を希望する女性を支援するために、再就職支援セミナーの開催などの再就職支援事業を行う。

○当該事業の実施による効果

- ① 地域の女性の再就職に対するきめ細やかな対応 / ② 地域の女性の再就職促進 / ③ 地域に密着した運営



<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 児童虐待防止協力員（応援員）確保事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要 (事業内容) 児童虐待防止対策に関連する事業における様々な場面において、円滑な事業実施に資するため、地域の実情に応じて臨時に協力員（応援員）の確保又は事業の委託等を行う事業。</p> <p>[都道府県レベルで実施する事業例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所において、相談件数の増加に対応するための相談員を確保する事業 ○ 一時保護所において、保護件数の増加に対応するための指導員の確保や、虐待を受けた児童と非行児童子どもの抱える問題に応じた個別対応等を行うための協力員の配置を行う事業 <p>[市町村レベルで実施する事業例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村において、児童家庭相談件数の増加に対応するための相談員を確保する事業 ○ 要保護児童対策地域協議会、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の新規立上げ時や強化促進を図る必要がある、人材確保が必要な時期に、専門性向上のための研修等を行うスーパーバイザーの配置や事務補助員の配置を行う事業（委託での実施も可能。都道府県に配置し、広域で事業を行うことも可能。） <p>[民間企業等で実施する事業例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治体がNPO法人、社会福祉法人等に対して、児童虐待防止対策に関する周知・啓発や電話相談等を委託する事業（委託先において、必要な研修の実施も期待される。）
<p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果： ① 地域の実情等に応じた柔軟な支援体制が確保される。 ② 児童虐待防止対策事業に資する人材の養成（実務経験）の場となる。 ③ 民間団体等への事業の委託により、地域における児童虐待防止への理解・啓発につながる。</p>
<p>(先行事例) 各自治体において、一時保護所に協力員の配置等を行っている。 地域によっては、児童虐待防止対策の周知・啓発や電話相談等を行っている団体がある。</p>

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 千正康裕 / 係長 西浦啓子

電話番号：03-3595-2166 / ファックス：03-3595-2668

E-mail：senshou-yasuhiro@mhlw.go.jp / nishiura-keiko@mhlw.go.jp

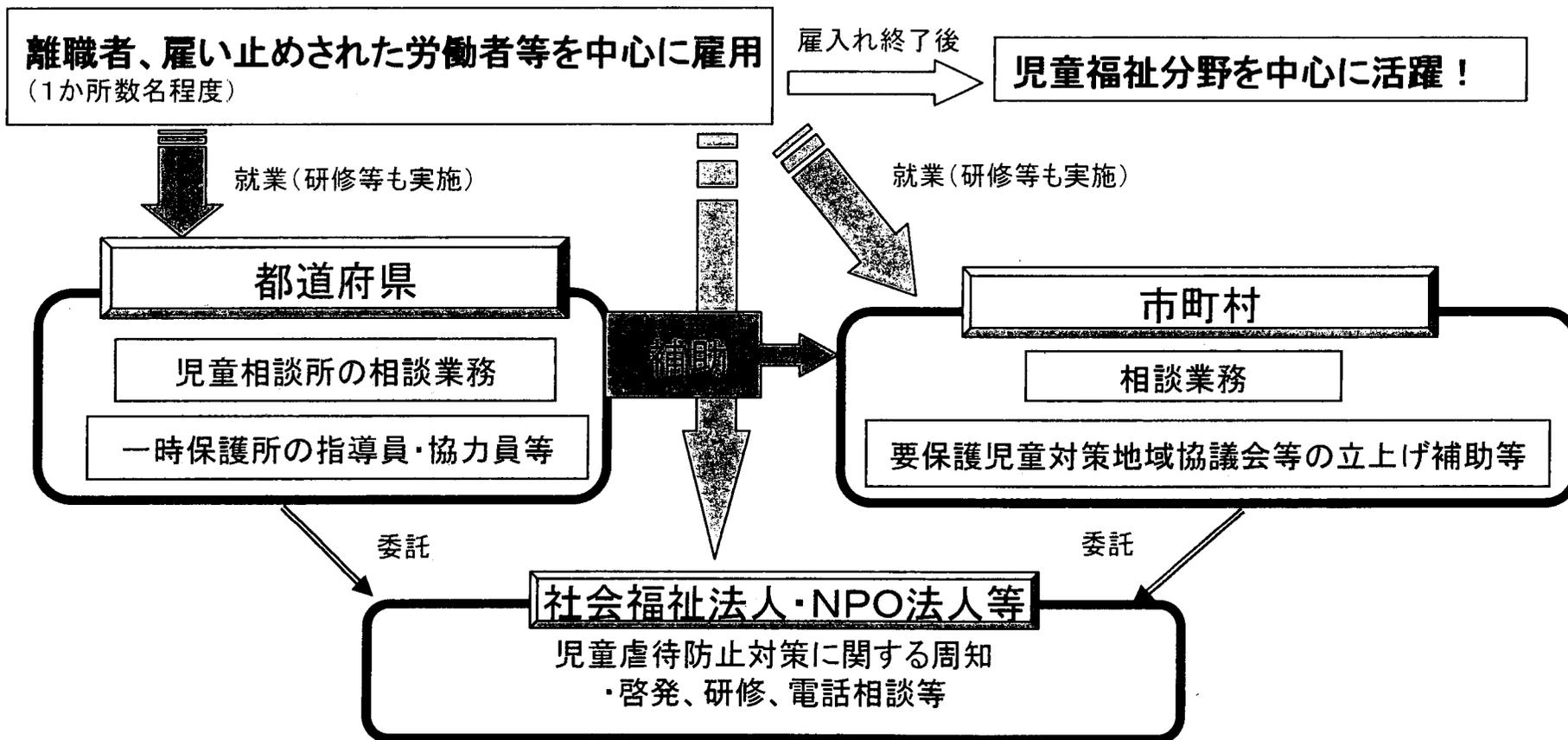
児童虐待防止協力員（応援員）確保事業

【趣旨】

児童虐待防止対策に関係する様々な場面において、円滑な事業実施に資するための人材として、離職者、雇止めされた労働者、中高年齢者等を中心に雇用することにより、児童虐待防止対策の推進を図りつつ、地域における雇用に創出する。

【メリット】

1. **離職者等の迅速な雇用** 緊急経済対策の財源を活用。既存業務への就業により迅速な雇用確保を実現。
2. **スキル向上** 福祉の現場や施設等における研修、実務経験による福祉分野のスキルの習得・向上。
3. **地域に貢献** 児童虐待件数の増加等による相談窓口等の人員不足に対応し、地域の福祉に貢献。



<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 児童養護施設等の支援向上事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業内容)</p> <p>○ 児童養護施設等の入所施設における様々な場面において、補助職員を雇用し、学習やスポーツなどのケアの補助業務、調理補助業務、運転業務など施設の運営に関わる業務を行い、施設の運営体制の充実を図る。</p> <p>(設備・人員等の基準) 都道府県の自由設計</p> <p>(利用者の規模) 都道府県の自由設計</p> <p>(利用料) 都道府県の自由設計</p> <p>(委託費水準) 都道府県の自由設計</p>
<p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果： ・都道府県や施設にとって、人材確保により児童へのケアの向上に繋がる</p>
<p>(先行事例) 特になし</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 課長補佐 都甲太 / 係長 河尻恵 電話番号：03-3595-2504 / ファックス：03-3595-2663 E-mail：togou-futoshi@mhlw.go.jp / kawajiri-kei@mhlw.go.jp</p>

児童養護施設等の支援向上事業

【趣旨】

児童養護施設等の入所施設における様々な場面において、円滑な事業実施に資するための人材として、離職者、雇い止めされた労働者等を中心に雇用することにより、これらの施設の運営体制の充実を図りつつ、地域における雇用に創出する。

【メリット】

1. 離職者等の迅速な雇用 緊急経済対策の財源を活用。既存業務への就業により迅速な雇用確保を実現。
2. スキル向上 児童養護施設等における研修、実務経験による児童福祉分野のスキルの習得・向上。
3. 地域に貢献 児童養護施設等の支援体制の向上により、地域の福祉に貢献。

実施主体：都道府県

離職者、雇い止めされた労働者等を中心に雇用
(1か所1名～数名)

児童指導員としての任用が可能になり、
人材確保に繋がる

一定の実務経験を積み
(3年以上児童福祉事業に従事)

児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設

【業務の例】

- 子どもへのケアの補助業務
・学習指導補助、スポーツ指導補助、レクリエーション指導補助、通院時付添など
- その他施設の運営に関わる業務
・調理補助、自動車運転、環境整備、事務補助など

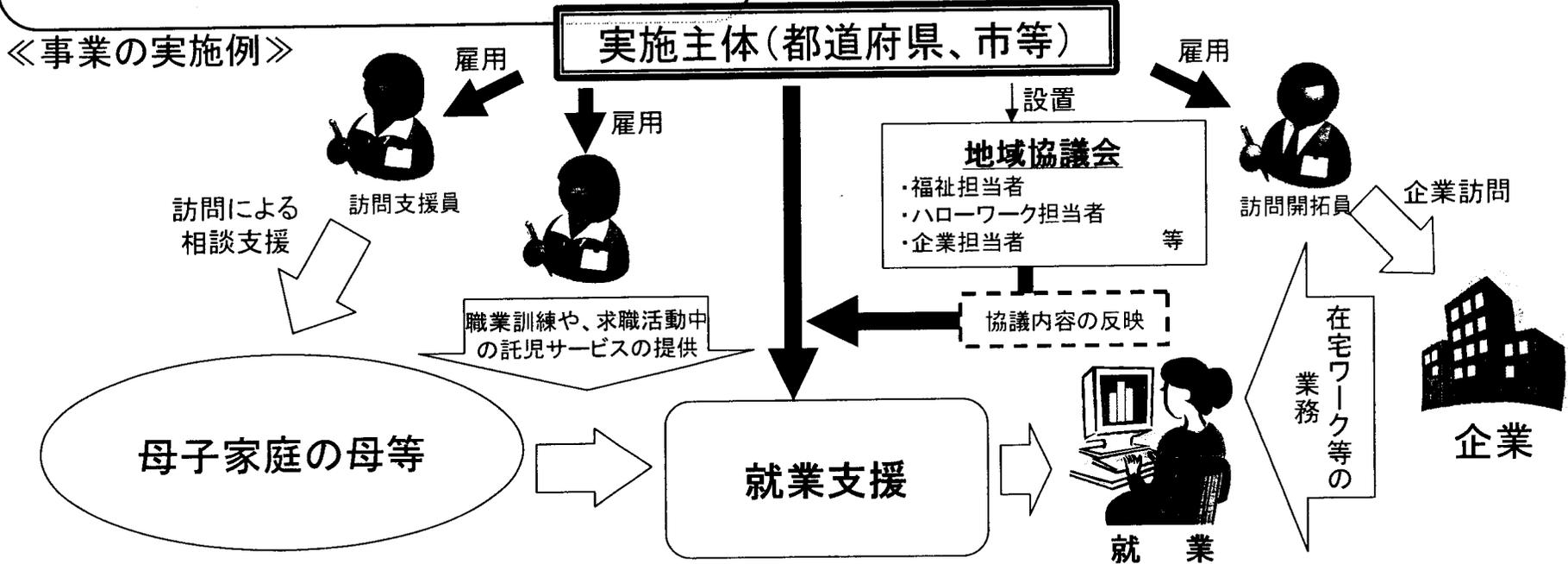
(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 地域における母子家庭の母等の就業支援強化事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要 (事業内容) 母子家庭等の就業・自立を促進するため、都道府県や市等において、母子家庭の母等の働きやすい環境の整備や職場開拓等に資する事業として以下のような取組を行う事業。 ・企業を訪問する訪問員を雇用し、在宅ワーク等の母子家庭の母に適した業務を開拓する。 ・職業訓練や求職活動中の母子家庭の母等の子を預かる託児サービス提供する。 ・各種支援施策や企業ニーズについて関係者間での情報共有を図り、効果的な自立支援を行うため、福祉、労働、企業関係者による協議会を設置・開催する。 ・自宅に引きこもる等地域との繋がりが絶たれている母子家庭等を訪問し、個別相談を行うとともに、地域交流会の開催、就業に向けた教育訓練の斡旋等により、段階を経て自立に向けた支援を行う。
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果： 地域のニーズを踏まえつつ、母子家庭の母等の働きやすい環境の整備等を進めるとともに、職場開拓等を行うことにより就業・自立を促進する。
(先行事例) 特になし
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 課長補佐 堀内宏秋 / 係長 花山亮 電話番号：03-3595-2504 / ファックス：03-3595-2663 E-mail：horiuchi-hiroaki@mhlw.go.jp / hanayama-ryou@mhlw.go.jp

地域における母子家庭の母等の就業支援強化事業

業務開拓や職業訓練中の託児サービスの提供等により母子家庭等の働きやすい環境の整備や職場開拓等に資する事業を行うことにより、地域における雇用を創出するとともに、母子家庭等の就業・自立を促進する。

- ＜事業の例＞
- ・企業訪問による在宅ワーク等の母子家庭の母に適した業務開拓
 - ・職業訓練や求職活動中の母子家庭等の子どもを預かる託児サービスの提供
 - ・福祉・労働・企業関係者による協議会の設置
 - ・孤立している母子家庭に対する訪問相談、地域交流会の開催実施、就業に向けた職業訓練等の斡旋等の段階的な支援の実施

- ＜効果＞
- ・地域における業務の掘り起こし
 - ・就業に向けた活動の環境を整えることによるスキルアップの促進
 - ・企業のニーズの反映、関係機関の連携による効果的・実践的な就業支援の実施
 - ・地域からの孤立の防止
 - ・地域における雇用の創出



職業家庭兩立課關係

仕事と家庭の両立支援対策の推進について

(1) 育児・介護休業法の見直しについて

平成 19 年 12 月に取りまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において、急速な少子化の背景として「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造があることが指摘され、この解消に向けて、働き方の見直しによる「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現と次世代育成支援策の再構築の 2 つの取組を「車の両輪」として進めていくことが必要とされた。

働き方の見直しの一環として、仕事と子育ての両立支援を一層進め、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、育児・介護休業法の改正を検討しているところである。

育児・介護休業法は、平成 3 年の法律制定以来、数度の改正を経て、特に女性の育児休業取得率は順調に上昇し 9 割近くに達するなど一定の成果が表れてきている一方、女性の就業状況を見ると、第 1 子出産を機に依然として約 7 割の女性労働者が離職している状況がある。また、男性の育児休業取得率は 1.56%に過ぎず、男性の育児へのかかわりが不十分であり、女性に家事や子育ての負荷がかかっていることが、女性の継続就業を困難にしている状況がある。

こうしたことも踏まえ、育児・介護休業法について、平成 19 年から 20 年にかけて検討を行った有識者による研究会(今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会)報告が平成 20 年 7 月に取りまとめられた。この報告書を参考とし、労働政策審議会雇用均等分科会において同年 8 月末から検討を開始し、去る 12 月 25 日の第 92 回雇用均等分科会において、短時間勤務制度の義務化と男性の育児休業の取得促進等を内容とする仕事と家庭の両立支援対策の充実について報告が取りまとめられ、同日、労働政策審議会から厚生労働大臣に対し、建議が行われたところである。(関連資料 1 (179 頁))

厚生労働省としては、今後、この建議をもとに、育児・介護休業法の改正法案を取りまとめ、改正法案要綱を雇用均等分科会に諮ることとしている。

(2) 次世代育成支援対策推進法の改正について（働き方の見直し関係）

少子化の流れを変えるためには、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現が重要な課題の一つとなっており、企業の取組が必要とされている。

「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号）では、常時雇用する労働者が 301 人以上の企業に対し、労働者の仕事と子育ての両立支援に関する取組を記載した一般事業主行動計画を策定し、その旨を厚生労働大臣に届け出ることが義務づけられており、また、適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は厚生労働大臣の認定を受け、「くるみんマーク」を使用することができるとされているところである。

（平成 20 年 12 月末現在における、従業員 301 人以上の企業の届出数は 13,219 社（届出率 98.0%）、努力義務である 300 人以下企業の届出数は 16,405 社、平成 20 年 12 月末現在の認定企業は 634 社）

昨年、改正児童福祉法により次世代育成支援対策推進法の一部が改正され（以下「改正次世代法」という。）、段階的に施行されることとなっている。

働き方の見直しに関する主な改正事項は以下のとおりである。

- ① 一般事業主行動計画の策定・届出の義務付け対象を労働者数 301 人以上企業から 101 人以上企業へ拡大（平成 23 年 4 月 1 日施行）
- ② 一般事業主行動計画の策定・届出が義務付けとなっている企業について、当該行動計画の公表及び従業員への周知を義務付け（平成 21 年 4 月 1 日施行）
（ただし、従業員 101 人以上 300 人以下企業は平成 23 年 3 月 31 日までは努力義務）
- ③ 地域行動計画の策定・変更にあたり、労使を参加させるよう努める規定の創設（平成 21 年 4 月 1 日施行）

等

今後、改正次世代法の円滑な施行に向け、次世代育成支援対策推進センター等の事業主団体とも連携し、企業に対する周知啓発等を強化していくこととしている。各都道府県におかれても、地域行動計画に「職業生活と家庭生活との両立の推進」を盛り込むこととされており、その策定段階において、住民の意見の他、事業主、労働者など関係者の意見を幅広く聴取し、行動計画に反映していただくとともに、企業の一般事業主行動計画策

定・届出の促進についても、都道府県労働局や次世代育成支援推進センター等事業者団体との連携を深めるなどのご協力をお願いしたい。

なお、連携の一環として、都道府県労働局から都道府県、次世代育成支援対策推進センターに対し、管内企業の名簿の情報提供を検討しているところである。

また、現在都道府県における企業の次世代育成支援（両立支援）を後押しする制度等について、各都道府県次世代育成支援対策担当課あてに照会しているところであり、こちらについても情報を共有化したいと考えている。

さらに、認定を受けた企業が使用できる「くるみんマーク」が住民の方々に周知されることにより、企業の更なる取組促進が期待できることから、「くるみんマーク」の住民等に対する周知についても、引き続き都道府県のご協力をお願いしたい。



認定マーク「くるみん」

なお、特定事業者行動計画については、都道府県においては、全ての都道府県が策定済みとなっているものの、市区町村においては、策定済みが約97%（平成20年10月1日現在）となっている。

都道府県においては、管内に未策定の市区町村がある場合は、早期の計画策定について働きかけをお願いしたい。

(3) ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化モデル事業の実施等について

① 趣旨

地域における病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり、早朝・夜間の緊急時の預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）を促進するため、ファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児の預かり等を行うモデル事業を実施し、「緊急サポートネットワーク事業」は廃止することとした。

しかしながら、ファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児の預かり等を来年度から実施することが困難な地域においては、事業が地域へと円滑に移行されるよう、暫定措置として、国の委託事業（「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」）を実施することとする。

病児・病後児の預かり等については、今後、地域において実施していくという方針の下、国の事業として暫定的に実施する「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」の委託先団体とも連携のうえ、各市町村における事業実施について積極的な検討をお願いしたいため、都道府県におかれては、管内市町村に対する周知や実施を促していただきたい。

本件については、平成21年2月16日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長補佐名事務連絡「ファミリー・サポート・センター事業における『病児・緊急対応強化モデル事業』の評価基準（案）等について」により、次世代育成支援担当課長あてにお知らせしているところであり、同事務連絡についても参考にされたい。

② 病児・緊急対応強化モデル事業（案）

（ファミリー・サポート・センター事業の機能強化）

【次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）】

◇事業内容等

ファミリー・サポート・センターにおいて、病児・病後児の預かり等を実施した場合にポイントを配分する。

なお、ファミリー・サポート・センターを設置していない市町村が、「病児・緊急対応強化モデル事業」のみを実施する場合においてもポイント配分の対象とする。

ポイント設定については、「病児・緊急対応モデル事業」に適用されるものであり、モデル事業終了後の平成23年度以降に、実績等を踏まえて必要な見直しを行う予定である。

◇実施要件・ポイント配分

（別冊（総務課 少子化対策企画室）資料4「次世代育成支援対

策交付金交付要綱」新旧対照表（案）、同資料5「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」 新旧対照表（案）参照

※ 会員への講習の実施については、別添の項目、時間を概ね満たす講習会を開催すること。

③ 参考

病児・緊急預かり対応基盤整備事業

【国の委託事業】 ※平成22年度までの時限実施

ア 事業内容等

将来のファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児の預かりや緊急時の預かりの実施を目指し、各地域においてサービス提供者の育成・ニーズの把握及び病児・緊急預かり等を行うなど、病児・緊急預かりを地域において円滑に実施するための基盤整備を国の委託事業として暫定的に行う。

(ア) ニーズの把握

病児・緊急預かり等のニーズ及びサービス提供者の把握などを行う。

(イ) 周知・広報

病児・緊急預かり等を実施する趣旨・必要性を自治体、企業、市民に周知し事業の拡大を図る。

(ウ) 関係機関との連携強化

病児・緊急預かり等を実施するに当たって連携が必要な医療機関、病児保育施設等との連携を図り、事業の円滑な実施のための情報交換、検討を行う。

(エ) サービス提供者の確保及び研修

看護師、保育士等の有資格者や深夜宿泊等の変則的な時間において対応が可能な者を確保し、必要な知識、技術を付与する研修を実施する。

(オ) 病児・緊急預かり等の実施

病児・緊急預かり等の援助を行いたい者と、援助を受けたい者の間の連絡調整等を行う。

イ 委託先 民間団体（企画競争により選定）

ウ その他

ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化事業の実施地域と重複がないように実施地域を調整する。

別添

講習カリキュラム（例）

講座項目	講師	時間
1. 保育の心	保育士・保健師	2時間
2. 心の発達とその問題	発達心理の専門家 ・ 保育専門学校の講師 ・ 幼児教育に携わっている人	4時間
3. 身体の発達と病気	小児科医	2時間
4. 小児看護の基礎知識	看護師・保健師	4時間
5. 安全・事故	医師・保健師・保育士	2時間
6. 子どもの世話	保育士・保健師	2時間
7. 子どもの遊び	保育士	2時間
8. 子どもの栄養と食生活	栄養・保育学科栄養学の専門家 ・ 管理栄養士	3時間
9. 事業を円滑に進めるために	ファミリー・サポート・センター担 当者	3時間
合 計		24時間

(職業家庭兩立課 関連資料)

「仕事と家庭の両立支援対策の充実について」 (労働政策審議会建議)の概要(平成20年12月25日)

【趣旨】

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を行う。

【主な内容】

1 子育て中の働き方の見直し

(1) 短時間勤務制度の義務化

- 短時間勤務制度について、3歳に達するまでの子を養育する労働者に対する措置義務とする。
- 業務の性質又は事業場の実態に照らし、短時間勤務とすることが難しい労働者については、労使協定により、措置の対象から除外できることとし、対象外となった労働者に対しては、フレックスタイム制度等の代替措置を講ずることを義務付ける。

(2) 所定外労働の免除の義務化

- 所定外労働の免除について、3歳に達するまでの子を養育する労働者の請求により対象となる制度とする。

2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合に、育児休業取得可能期間を子が1歳2か月に達するまでに延長する。この場合、父母1人ずつが取得できる休業期間(母親の産後休業を含む。)の上限については、現行と同様1年間とする。
- 出産後8週間以内の父親の育児休業取得を促進するため、この期間に父親が育児休業を取得した場合には、特例として、育児休業の再度の取得を認める。
- 労使協定による専業主婦(夫)除外規定を廃止する。

3 子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備

(1) 子の看護休暇制度の拡充

- 付与日数を小学校就学の始期に達するまでの子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日とする。

(2) 介護のための短期の休暇制度の創設

- 要介護状態にある家族の通院の付き添いなどに対応するため、介護のための短期の休暇制度を設ける。付与日数については、要介護状態にある家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日とする。

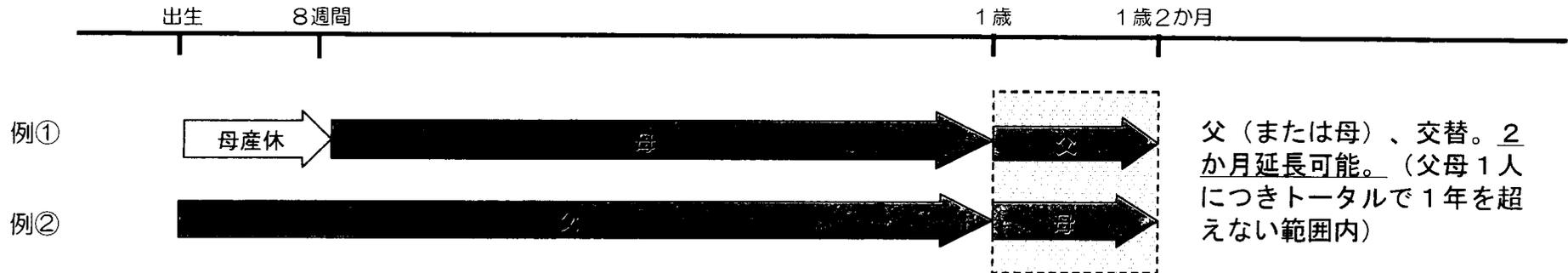
4 実効性の確保その他所要の規定の整備

- 苦情処理・紛争解決の援助のため、労働局長による紛争解決の援助及び調停の仕組み等を設ける。
- 勧告に従わない場合の公表制度や、報告を求めた際に虚偽の報告をした者等に対する過料を設ける。

父親も子育てができる働き方の実現

(1) 父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長

- 父母ともに育児休業を取得する場合、子が1歳2か月に達するまでの間に、1年まで休業することを可能とする。



(2) 出産後8週間以内の父親の育児休業取得促進

- 配偶者の出産後8週間以内に、父親が育児休業を取得した場合には、特例として育児休業を再度取得できるよう要件を緩和する。



(3) 労使協定による専業主婦（夫）取得除外規定の廃止

- 労使協定を定めることにより、配偶者が専業主婦（夫）である場合等、常態として子を養育することができる労働者からの育児休業取得の申出を事業主が拒むことを可能としている規定を廃止する。

育児・介護休業法の概要

育児休業・介護休業制度

- 子が1歳(一定の場合は、1歳半)に達するまでの育児休業の権利を保障※
 - 対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業の権利を保障※
- ※一定の条件を満たした期間雇用者も取得可能

子の看護休暇制度

- 小学校就学前まで、年に5日を限度として看護休暇付与を義務づけ

時間外労働の制限

- 小学校入学までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限

深夜業の制限

- 小学校入学までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、深夜業を制限

転勤についての配慮

- 労働者を転勤させる場合の、育児又は介護の状況についての配慮義務

勤務時間短縮等の措置

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者に対し、次の①～⑦のいずれかの勤務時間短縮等の措置を事業主に義務づけ
 - ①短時間勤務制度
 - ②フレックスタイム制
 - ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
 - ④所定外労働の免除(育児のみ)
 - ⑤託児施設の設置運営等(育児のみ)
 - ⑥育児・介護費用の援助措置
 - ⑦育児休業の制度に準ずる措置(育児のみ)

- 3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対しては努力義務。

不利益取扱いの禁止

- 育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止

次世代育成支援対策推進法が改正されます！

我が国における急速な少子化の進行等の現状にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることが喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、地域や職場における、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、児童福祉法等の一部を改正する法律が、平成20年12月3日に法律第85号として公布され、次世代育成支援対策推進法の一部が改正されます。(以下「改正法」という。)

改正法(一般事業主関連部分)のポイント及び施行日については、以下のとおりです。



改正法のポイント

1. 行動計画の公表及び従業員への周知の義務化

仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の公表・従業員への周知が、**101人以上の企業は義務**(※101人以上300人以下企業は平成23年3月31日までは努力義務)、**100人以下の企業は努力義務**となります。(平成21年4月1日施行)

	現 行	平成21年4月1日以降	平成23年4月1日以降
301人以上企業	規定なし	義務	義務
101人以上300人以下企業		努力義務	義務
100人以下企業			努力義務

※ 義務及び努力義務の規定はそれぞれ上欄に掲げる日以降に策定又は変更した行動計画について適用されます。なお、平成21年3月31日までに届け出た行動計画については、義務ではありませんが自ら公表、周知することを妨げるものではありません。

2. 行動計画の届出義務企業の拡大(従業員101人以上企業へ)

一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大されます。(平成23年4月1日施行)

	現 行	平成23年4月1日以降
301人以上企業	義務	義務
101人以上300人以下企業	努力義務	義務
100人以下企業		努力義務

家庭福祉課関係

1. 社会的養護体制の拡充について

(1) 後期行動計画の策定について

次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画の策定に際し、社会的養護が次世代育成支援対策に含まれることが、改正児童福祉法により、法律上明確化されたところである。これを踏まえ、国の行動計画策定指針の改正案では、地域の実情に応じ社会的養護体制の充実を図るため、社会的養護の提供量を見込む際に勘案する事項のほか、家庭的養護の推進や施設機能の見直し、自立支援策の強化、人材確保のための仕組みの強化等、今後都道府県が計画を策定するに当たっての方向性や考え方をお示ししたところである。

昨年10月に実施した社会的養護ニーズ把握調査の結果等に基づき、社会的養護を必要とする児童数の見込み方等については具体的な例をお示しすることとしているので、指針と合わせて参考とし、各自治体におかれては計画の策定作業を進められたい。

(2) 里親制度の改正等について

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。里親制度は、そのような観点から、社会的養護の諸施策の中でも極めて重要なものの一つであり、その拡充を図る必要がある。(関連資料1 (205頁))

このため、改正児童福祉法により里親制度の見直しを行うこととしたところであり、里親制度の改正内容の詳細や、本年4月の施行までの準備等については、1月の主管課長会議において説明したところである。

各自治体においては、里親制度の変更に伴う手続き等について里親への周知や研修の実施等をお願いする。特に、施行日の時点で児童を委託している養育里親については、必要な研修を受講しないと里親手当が新手当額にならないため、ご留意願いたい。

また、里親制度の拡充を実際に進める上で、里親制度の普及啓発や里親に対する訪問相談等の支援を充実させることは極めて重要なことである。「里親支援機関事業」(関連資料2、3 (206頁、207頁))については、里親会等に事業の一部を委託する等の工夫をこらし、積極的かつ効果的な実施を図られたい。また、好事例等について紹介していきたいと考えているため、その際にはご協力をお願いしたい。

(3) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設について

社会的養護において家庭的な養護を推進するという観点から、改正児童福祉法により小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）を平成21年度より創設することとしたところである。

ファミリーホームの基準等については1月の主管課長会議及び児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（案）（以下「省令案」という。）でお示ししているほか、詳細については、別冊（交付要綱、実施要綱等）資料12「小規模住居型児童養育事業実施要綱（案）」のとおりである。

ファミリーホームの単価に含まれているものについては、次のとおり1月の主管課長会議でお示したが、詳細は別冊（交付要綱、実施要綱等）資料3のとおりである。

[事務費]

常勤職員1名、非常勤職員2名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

[事業費]

一般生活費、教育費、医療費等里親と同様

今後、この事業が増えることにより、家庭的な環境の下での養護の一層の充実を図ることができるものと考えている。当該事業は新しい事業であることから、各自治体においてファミリーホームを今後実施したいという希望者がある場合には、手続きや実施時期等についてよく相談をしながら進めていただくようお願いする。

また、ファミリーホームに入居した児童に係る障害児通園施設等の取扱いについては、別冊（交付要綱、実施要綱等）資料10のとおりとしているため、障害児担当部局とも連携の上、適切に対応されたい。なお、児童デイサービスの利用についてもあわせて整理しているため、ご承知おき願いたい。

(4) 施設退所後の支援について

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い。このような子どもたちの自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子どもを受け止め、社会的に自立できるよう継続的に支援を行うことが重要である。

① 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の拡充

改正児童福祉法による児童自立生活援助事業の見直しについては、1月の主管課長会議及び省令案でお示ししているほか、詳細については、別冊（交付要綱、実施要綱等）資料13「児童自立生活援助事業の実施について（一部改正案新旧表）」のとおりである。